

日本養護教諭養成大学協議会
事業活動報告書
(2018 年度)

2019 年 9 月

目 次

はじめに	1
I 日本養護教諭養成大学協議会 2017 年度総会	
1 2018 年度総会のプログラム	3
2 養成教育フォーラム	
1) 講演「新しい教育課程への期待」	4
文部科学省初等中等教育局 教員免許企画室	
教職員免許企画室長 長谷 浩之 氏	
2) 講演「養護教諭の育成指標の考え方と現状」	19
文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課	
健康教育調査官 松崎 美枝 氏	
3 総会議事録	44
II 2018 年度事業報告 (2018.4 から 2019.3)	
1 役員会等議事録	49
2 基本調査報告	51
3 ホームページ・ニューズレター報告	53
4 養成教育セミナー報告	54
III 委員会等の報告	
1 教育課程 (カリキュラム)・養成制度 (法制度) 検討委員会	67
2 FD検討委員会	69
IV 養護教諭関係団体連絡会活動報告	71
V 規約	
1 会則	72
2 役員会規程	74
3 理事選出に関する規程	75
VI 加盟大学一覧	76
VII 役員一覧	78

はじめに

日本養護教諭養成大学協議会 会長 荒木田美香子

日本養護教諭養成大学協議会は、役員選挙を経て、2018年4月より新役員体制となりました。新役員はそれぞれの意見を持ちながらも、養護教諭養成教育の発展という目的に向かって活動しています。委員会の活動は前期に引き続き、カリキュラム検討委員会と養成制度検討委員会を合同開催するとともに、FD検討委員会の3委員会に加えて、広報・渉外検討委員会を設けて活動を進めています。事務局は会長大学へと変更させていただきました。また、監事は砂村京子先生、西牧真里先生にご就任いただいております。会員校数につきましては、順調に増加しており、高い組織率を保っています。

2018年には「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」の作成に向けて積極的な活動をしています。本協議会がこれを作成する意義は、①教育系、看護系、学際系が加入する協議会の合意で出すものであること、②今後の養成教育の質管理、質保証の目安となること、③2017年に出された文部科学省の「教職課程コアカリキュラム」に引き続き検討されると考えられる各専門分野のコアカリキュラムへの基礎的資料となる可能性があること、④実習のガイドライン作成につながるステップとなること、といった意義があると思います。その意味で、カリキュラム検討委員会が中心となり、養成教育セミナーや調査という形で会員校の意見を積極的に取り入れながら作り上げていきたいと思っています。

FD検討委員会は「教職実践演習（養護教諭）」の充実をテーマに取り組んでおり、こちらも会員校の状況と科目の充実に向けたニーズを調査させていただき、今後の展開に活用する予定です。

広報・渉外検討委員会はHPを刷新したことにより、これまでよりもタイムリーに情報を発信すると共に、本協議会の顔ともいえるニューズレターを年3回発行しております。

各大学が教員養成課程の再課程認定を受け、2019年度より新たな教員養成教育が開始されます。また幼・小・中・高等学校では2018年から順次、新学習指導要領が実施されていきます。教員の育成指標も各都道府県で作成され、すべての都道府県ではありませんが、養護教諭の育成指標も作成されてきています。これらの事項の遂行の後には、その評価、そして次の制度改定が考えられます。このような状況にあって、日本養護教諭養成大学協議会としてできることを見据えながら、この時期にやるべきこと、組織率の高い本協議会だからできることを役員会で検討し、実施していきたいと考えています。

2019年7月末日

I 日本養護教諭養成大学協議会 2018 年度総会

I-1 2018 年度総会のプログラム

日時：2018 年 9 月 7 日（金）

10：00～16：00

場所：きゅりあん 小ホール 東京都品川区東大井 5-18-1

開 会	10：00
1. 総会	10：00～11：10
2. 委員会報告	11：20～11：50
教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会 ファカルティ・ディベロップメント（FD）検討委員会 広報・渉外委員会	
休憩	
3. 養護教諭養成教育フォーラム	
講演 1 「新しい教育課程への期待」	13：00～14：20
文部科学省初等中等教育局 教員免許企画室 教職員免許企画室長 長谷 浩之 氏	
講演 2 「養護教諭の育成指標の考え方と現状」	14：30～15：50
文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課 健康教育調査官 松崎 美枝 氏	
閉会	16：00

I - 2 2018 年度養成教育フォーラム

1) 講演 1 「新しい教職課程への期待」

文部科学省初等中等教育局 教職員課
教員免許企画室長 長谷 浩之 氏

(本記録は、ファカルティディベロップメント(FD)検討委員会において記録したものであり、正確な内容は、文部科学省ホームページ、資料でご確認ください。)

1. 新しい教職課程への期待

<スライド 4、5>

現在、再課程認定の手続きが進行中であり、今年度は、教職課程コアカリキュラムを反映した教員組織や授業科目の状況の確認を実施している。教員養成を可視化できるプロセスは大学として社会への説明責任の側面もある。

<スライド 6～9>

○教員養成に関する課題 1. 必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難である。

平成 28 年の教育教職免許法の改正に伴い「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の科目区分の統合をまとめて単位数を規定した。

○教員養成に関する課題 2. 学校現場の状況や変化を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない

平成 29 年の教員教職免許法施行規則の改正に伴い教職課程の内容の充実、大学の判断により専門的な内容とその指導法の内容を組み合わせた科目を加えるなど、卒業時に身に付けるべき知識や経験を修得できる新たな内容を挙げた。

○教員養成に関する課題 3. 大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学修が行われていない。

平成 29 年に教職課程コアカリキュラムが作成され、全ての大学において教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化した。

<スライド 10、11>

法律改正から課程認定に至る一連のプロセスに加えて、教育公務員特例法の改正により、任命権たる教育委員会と大学で構成される組織との協議を経て教員の資質向上に関する指標を作成し、それを踏まえて教員研修計画が実施されている。

<スライド 11、12>

指標の策定状況を教職員支援機構の調査によると指標の策定対象職種で養護教諭専用の指標を策定しているのは、67 自治体中 54 自治体であった。

養護教諭に身に付けて欲しい資質能力がわかる指標としてのキャリアステージをホームページで確認してもらいたい。都道府県教育委員会の指標を参照することで、求める養護教諭の能力について教職課程で検討してもらいたい。

2. 教職課程の質保証

<スライド13～15>

法令改正から再課程認定のプロセスは、大学に必要な体制づくりであり、継続的な質保証・向上の取組みは、各大学中で更に取組むことが求められる。

教職課程コアカリキュラムの残された課題として、英語科と幼稚園の領域に関する専門的事項についてのコアカリキュラムの整備があり、調査研究に取り組んでいる。養護教諭の養護に関する科目に関しても今後残された課題であると認識している。

文部科学省における教科に関するコアカリキュラムの調査研究として、小学校（広島大学と静岡大学に委託）、中学校・高等学校（広島大学と東京学芸大学に委託）に取り組んでいる。これらの実態調査の結果を踏まえて、また、来年度以降にコアカリキュラムの作成について考えていきたい。

<スライド16、17>

コアカリキュラム以外の質保証について、平成27年の中教審答申では、全学的に教職課程を統括する組織の設置、教職課程に関する自己点検評価の実施や第三者評価の実施、教員のFDについて提言があった。このことから、形式のみではなく、実質的な体制づくりのために効果的な評価を検討することで質保証を行うための環境づくりが必要である。このことに関しても文部科学省として、調査研究に取り組んでいる。

3. 経過措置

<スライド18～25>

免許法の第5条と6条により、経過措置が示されている。

- 平成31年度以降に入学する者→新法の適用
- 平成30年4月1日以前に入学した者→在学している学生は、旧法の適用。ただし、卒業時までには所要資格を得なかった者は、新法の適用となる。ただし、旧法で修得した単位は、新課程で読替えた上で、新課程で必要な単位（「特別な支援が必要な子どもの支援」科目を追加修得する。）
- 科目等履修の場合は、各大学の履修規定に従い、平成31年4月1日をまたいで科目履修が継続をしているかどうかで判断していく。
- 教員免許状の授与の所要資格を得ないまま、在学している学位課程又は科目等履修生の学修を修了し又は退学等した者は、改正法附則第5条の卒業までに所要資格を得た者に該当しない。在学している課程等を修了、退学等した後に間をおかず別課程に在学したか否かには関わらない。学部の卒業後、直ちに修士課程や科目等履修を始めた場合でも、卒業すると旧法の適用にはならない。

養護に関する科目に関しては、各大学の判断により、新しい法律のもとでも養護に関する科目の単位とみなすことができる。教職に関する科目も同様に大学が認めれば、新課程においても教職に関する科目として認められる。

読替えについて、法律改正前に修得した単位を法律改正後の単位とみなすことができるが、法律改正後に修得した単位は、法律改正前にとった単位に読替えができない。単位の読替えができるのは、新しい教職課程をもっている大学になる。再課程認定の機会に教職課程を全て取り下げた大学は、読替えをすることはできない。

学生が編入する年次により、新法が適応になる学生と旧法が適応になる学生が混在する場合は、一つの科目を新法と旧法の両方に使える科目にすることも考えられる。例えば、新課程で「道徳の理論及び指導法」という科目を開設し、これを同じシラバス、教員、名称の科目を旧課程に開設し、新旧両課程いずれの科目としても使用することができる。旧課程の科目で、教員や名称等を変更した場合には、所要の届け出が必要になる。

追加履修の必要の有無について、旧法で履修していた者が、卒業までに免許取得に必要な単位が取れず、新法の適応になった場合、追加的に履修が必要な科目が生じる。養護教諭の場合は、「特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する理解」が1単位以上必修として単独で新しい事項がある。しかし、この科目についても大学により、旧課程で「特別な支援が必要な子どもの理解」という科目があれば、旧課程で1単位以上履修していた場合は、新課程の単位に読み替えることができる。読替え等、不明な点があれば必ず大学事務や文部科学省に確認、相談をお願いしたい。

4. 関連する動向

<スライド26～29>

平成30年6月文部科学省より「Society 5.0に向けた人材育成」という報告書が出された。技術の発達、社会・経済にどのように影響し、その中で人間の強みの位置づけと発揮する方法について、教育を通じ、どのような力を身につけていく必要があるのかということ、AIの発展により、数値的に表現可能な業務がAIに代わられるという考え方と、AIを活用してより豊かに人間が暮らしていく考え方があり、学校教育として、どのような役割を果たしていかなければいけないのかということ、ぜひ考えてもらいたい。学校教育で蓄積した英知を大事にしながら未来の教育ということを考えてもらいたい。

5. 免許状更新講習

<スライド30>

教員免許更新制が導入され10年になる。旧免許状の方が一巡し、新免許状を取得された方が対象となる。平成30、31年度は免許更進講習会の対象者が多く、各大学の受講枠拡大により、今年度は対応できたが、次年度も免許更新講習会の増設は必要であり、引き続き協力をお願いしたい。

教員免許状更新講習会は、認定講習と兼ねることができる。手続きにご不明点があれば、更新係にご相談ください。

6. 文部科学省の組織の再編

<スライド31、32>

10月1日から文部科学省の組織の再編が実施される。教職員課は、教育人材政策課に名称変更なる。局も初等中等教育局から総合教育政策局に移行することになった。生涯学習政策局は、総合教育政策局に再編となる。再編の目的は、学校教育と社会教育を通じた教育政策を横断的総合的な教育改革を推進するための機能強化にある。

【講演1 長谷浩之氏講演 質疑応答】

Q1. Society 5.0について今回、初めて知ったのですが、情報化社会の次の世代を担っていく上で、今後、学校教育の中にも大きく影響を与える予定なのか。具体的なところはまだみえていないのでしょうか。

A1. Society5.0の報告書の中から総論の部分だけ抜き出しをしました。この後に実は、色々な学校教育に関係する施策が報告書の中に並んでいました。Society 5.0に向けた学校 Ver3.0をご覧ください。学校 Ver.2.0というところが現在の学校にあたる。今回の学習指導要領の改訂も踏まえて、カリキュラムマネジメントやアクティブラーニングなど色々、意欲的な事を盛り込ませた。その一つを着実に実証していくことが未来の学校につながる。それ以外にも先ほど述べたように Society 5.0の社会であっても人間にとって強みや共通的に求められている力は、実は今まで日本の学校が築いてきた生きる力が基盤にある。新しいことをやらなければいけないという風に焦るのではなく、今まで培ってきた生きる力を育成するための勉強と教育をしっかり展開していかないといけない。学校での学びの仕方は、この後、情報技術が入ってきたときに変わってくるところがある。これは従来学校の先生が経験と勘でやってきた部分を生徒がどこでつまづいているのか、何が問題になっているのかというところの履歴をとって、AIで分析していくと、この子はここが苦手、解決するために新たにこの問題をやればいいのか等、学校の先生の経験と勘でやってきた部分は、AIで代替できる部分もあるのではないかと思います。その時に先生の子どもに対する指導の仕方や子どもへの関わり方も変わってくる部分が出てくると思う。技術の発展によって変わってくる部分もどこまで先生の仕事が代替できるのかということは変わってくる部分がある。そこは実は、on going でみていかないといけないところだと思います。一つは、新しい学習指導要領を含めてこれまで日本の学校がやってきたところをしっかりとやっていただくことになる。加えて、今後の社会の進展をみながら、必要な先生の在り方というものを on going で考えていくというのも一つだと思う。

A1-2. AIに落とし込もうと思うと、人間が考えていること、人間がやっていることを本当に詳細に分析して、それを明確にしていけないとAIにつながらない。もし、教員がより効果的な指導をするためにAIの力を借りられるようになれば、すごい面白い世界、社会になるなと感じました。

Q2. 認定講習と免許更新講習との兼ね合いが認められているとのことでしたが、当初は、違ったように思います。それは、科目履修として免許更新制度を考えてきたということですね。それと加えたら、今、各地でやっている中堅研修もあれば、そういう風なかたちに

なっていくと、専修免許に上乘せできるような科目履修として捉えていくような流れになるのでしょうか。

A2. 更新講習は 30 時間という時間でとらえ、認定講習は大学の単位としてとらえているところが、違っているという認識をされてきました。大学で行っている認定講習であっても、6 時間以上を一つのまとまりとして、更新講習の要件で合致しているのであれば、認定されるということになっている。しかし、今までは、それが周知できていなかった部分がある。今後できれば、それを進めていきたいと思っている。既にいくつかの大学・教育委員会では、認定講習や研修と更新講習を兼ねる形式で実施していただいているところもあり、そのような活用する方法はあります。中堅研修や教育委員会が実施している研修も 6 時間を一つのまとまりとして更新講習として申請を出していただく、あるいは、大学の学修として 1 単位分の学修にふさわしいものであれば認定講習としてだしていただくことも可能です。中堅研修と更新講習の内容が重複しているということも指摘されているので、そこも上手く兼用していただくと、先生方の受けるインセンティブもわいてくるし、研修の負担も軽減できると思います。ぜひ、そういったことをどんどん進めていきたいと思えます。

A2-2. 認定講習と免許更新講習の相互のリレーということでした。

Q3. 更新講習について質問です。養護教諭対象の免許更新講習を開設しているが、今年度から対象者が広がったため、受講して欲しい養護教諭がはじかれてしまった。募集もあつという間に終わってしまった。受けない講習に受講できていない状況になっている。これは、対象は、広くとらないと駄目なののでしょうか。例えば、養護教諭対象とかそういうことはできないのでしょうか。

A3. にわかに回答はできないのですが、今年度、よく聞きますのが、養護教諭もそうなのですが、幼稚園の先生方の受講者も増えてきて、幼稚園の先生向けの講習を、幼稚園の先生が受けられないという報告をよく受けます。今年度かなり、放送大学の利用も含めて各県の方には各開設数を増やすということをお願いしていたが、今年度と来年度に関しては、どうしてもボリュームが増えている。それは、対象を広くとっているというよりは、ちょうど、旧免許状の最後の第 10 グループの人数が多いところになる。それに加えて新免許状の人が入ってきたということと、幼稚園の先生が認定こども園の関係で幼稚園の免許と保育士の免許を持っている方など従来保育所で働いている方が、認定こども園に入っていて、幼稚園の免許を更新しないといけないということもあり、今、ものすごく増えている。そのような要因で特に今年度と来年度は、特に対象者が増えてしまっている状態です。県によっては、倍以上増えていることになっている。今、申し上げられるのは、引き続きなんとか、更新講習のキャパシティを広げていただくと言うところになります。私が聞いたところですと、放送大学と連携して、キャパシティを広げるようにしている県もいくつかあります。ぜひ、そのような取組を含めながら、更新講習を受けたい人が受けたい講習を受講できるようになっていければと思います。恐らく、平成 32 年度以降は、その状況が変わってくると思うので、養護教諭が養護教諭のために開かれた講習を受けやすくなると思います。

Q3-2. 全体的なキャパシティの拡大というところで今年度、来年度なんか乗り切っていたきたいということだと思います。

Q4. 本学は、養護教諭の免許が卒業要件に入っておりません。GPAも導入されていることもあり、4年間で免許をとれない人が科目等履修等で沢山来ているのですが、新法と旧法の適応のところで、今年の3月までに卒業、または、科目等履修を修了すれば、旧法でいけるということがわかりました。例えば、来年、科目等履修に来るということは、新法になりますが、特別支援の科目が1単位必要と解釈していいでしょうか。

A4. 養護教諭の場合は、追加履修が必要な科目は特別支援のところになりますので、その1単位が現状で履修されていなければ、必要になります。

Q4-2. 今年度の、この秋に特別支援の科目があるのでそれを履修していたら、その単位は新法で使えるという解釈でよろしいでしょうか。

A4-2. その通りです。旧法のときに特別支援の科目を開設されていてそれを1単位以上とった方は、読替えて新法の方に使えます。

Q4-3. 新法と旧法の扱いに関する質問でした。

Q5. 私たち、養護教諭の養成をしているので、養護教諭養成の将来のことをお伺いしたいなと思っています。例えば、教科に関する科目のカリキュラムの検討に入っているようですが、養護に関する科目のコアカリキュラムについての検討についてこの先、考えることになっているのか。教諭のことが一通り終えたら、そういう風にする予定になっているのか。それとも何らかのアクションを起こしてやってくださいと言わないとならないのか。その辺の道筋を教えてください。もう一つ質問があります。これも養護に関する科目についてですが、この度の教育職員免許法では、そのままスライドしたかたちになったわけですが、この養成大学協議会としては、養護に関する科目の見直しというようなことをしてきたわけです。この度は、変わりませんでした。将来に向けて要望を持っているのですけれども、それを変わるとすると次の教育職員法の改正のようなことが可能性として近い将来にあるのか、中々、難しいのでしょうか。そして、もし、可能性があるとしたら、私たちの要望をどのようにしたら受け入れてもらえるのでしょうか。回答していただくとすると難しいところがあると思いますが、可能な範囲で教えていただければありがたいです。

A5. まだ、この後の方針は全く決まっておられません。教科に関する科目も同様であり、当面は、教科に関する科目について調査研究を実施しながら、どのように検討するか、どれくらいのスケジュールで行うかは、研究を踏まえながら計画をすすめる予定です。養護に関する科目も同じで、今回の一連の省令改正、それから課程認定が教職に関する科目をターゲットにして進行している。教科に関する科目や養護に関する科目、栄養に関わる教育に関する科目も含めて、今回は扱っていないので、その扱いについては、今後どうするか考えていかないといけないと思っています。教科に関する科目については、コアカリキュラムを検討していけば、科目の構成も、このままでいいのかというところは、議論になっていく可能性はあると思います。それと同じように養護についても検討をすすめていくときに、今の科目の構成でいいのかという議論は十分にありえると思います。仮に養護に関

する科目についての科目が変わるということであれば、例えば、養護教諭の現代的な役割、位置づけを示して、それに対応するために大学の養成課程もこう変えないといけないという大きな議論をしていかないといけない。そこを今後やっていくかどうか、教科に関する科目の進捗状況をみながら養護教諭に関する団体と一緒に考えていきたいと思っている。

Q5-2. 具体的な予定はないが視野にないわけではないということでした。

教育職員免許法・同施行規則の改正及び 再課程認定について

日本養護教諭養成大学協議会
平成29年9月7日

文部科学省初等中等教育局教職員課
教員免許企画室長
長谷 浩之



文部科学省

4. 幼稚園教諭

○教科に関する科目(小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育)
→ 領域に関する専門的事項(幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉、表現)
※平成34年度までは従来の小学校教科による開設も可能とする(10. 附則参照)

5. 小学校教諭

○教科に関する科目(外国語を追加)
○各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、の履修方法
○各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語についてそれぞれ1単位以上
一種免許状、二種免許状、受けようとする免許教科についてそれぞれ1単位以上

6. 中学校教諭

○教科に関する専門的事項のうち英語において「英米文学」(「英語文学」に改める)
○各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、の履修方法
○各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語についてそれぞれ1単位以上
一種免許状、二種免許状、受けようとする免許教科について2単位以上

7. 高等学校教諭

○教科に関する専門的事項のうち英語において「英米文学」(「英語文学」に改める)
○各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、の履修方法
○各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語についてそれぞれ1単位以上
一種免許状、二種免許状、受けようとする免許教科について4単位以上

8. 大学が独自に設定する科目(教諭)

【教諭】※下線部は新たに追加するもの
○教諭に関する専門的事項、
①教科(領域)に関する専門的事項、
②各教科(保育内容の指導法)、教育の基礎的理論に関する科目、道徳、総合的な学習の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目、
③教科(領域)に関する専門的事項に準ずる科目、
④旧教諭に関する科目
一種免許状、二種免許状

2

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案について(概要)※暫定版

0. 教育職員免許法の改正(平成28年11月)

法律上の科目区分を統合(総単位数は変更なし)

【教諭】 ①教科に関する科目、②教諭に関する科目、③教科又は教諭に関する科目 → 教科及び教諭に関する科目
【養護教諭】 ①養護に関する科目、②教諭に関する科目、③養護又は教諭に関する科目 → 養護及び教諭に関する科目
【栄養教諭】 ①栄養に係る教育に関する科目、②教諭に関する科目、③栄養に係る教育又は教諭に関する科目 → 栄養に係る教育及び教諭に関する科目

1. 施行規則改正の基本的な考え方

平成27年12月21日中央教育審議会答申(これからの学校教育を支える教員の資質能力の向上について)で示された教職課程の見直しの方針に基づき、科目及び科目に含めることが必要な事項を定める。養護教諭、栄養教諭は教諭の見直しのイメージを準用する。

2. 施行規則上の科目区分の大幅引直し

【教諭】現行は8つの科目(法律上の科目区分を含む)

①教科及び教科の指導法に関する科目(領域及び保育内容の指導法に関する科目)、②教育の基礎的理論に関する科目、
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、
⑤大学が独自に設定する科目

※①については、教科(領域)の内容と指導法を併せて取り扱う科目の開設が可能となる。

【養護教諭/栄養教諭】現行は8つの科目(法律上の科目区分を含む)
①養護/栄養に係る教育に関する科目、②教育の基礎的理論に関する科目、
③道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、
⑤大学が独自に設定する科目

3. 施行規則上の事項の改正

<新たに独立した事項を設けるもの>

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)、総合的な学習の時間の指導法
<事項の内容を追加するもの>

チーム学校への対応、学校と地域との連携、学校安全への対応、カリキュラム、マネジメント、キャリア教育
※教育内容の指導法、各教科の指導法、教育課程の意義及び編成の方法、教育の方法及び技術、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法にはアクティブラーニングの視点等を取り入れること
各教科・保育内容の指導法については、情報機器及び教材の活用を含むこととする
<大学の判断により事項に加えることを可能とした内容>
<大学の判断により事項に加えることを可能とした内容>
学校インテンシティ(学校体験活動)(幼稚園・小学校・中学校の教諭、養護教諭は2単位まで、高等学校教諭、特別支援学校教諭は1単位まで。)、④教育実践に学校体験活動の単位を含めた場合、他の学校種の免許取得における教育実習の単位の適用はできない。

1

8. 大学が独自に設定する科目(養護教諭・栄養教諭)

【養護教諭】※下線部は新たに追加するもの
○養護に関する科目、
①教育の基礎的理論に関する科目(以下、旧教諭に関する科目)、
②教育実践に関する科目、
③養護に関する科目に準ずる科目

一種免許状、二種免許状
○養護に係る教育に関する科目、②旧教諭に関する科目
○栄養に関する科目
○栄養に係る教育に関する科目

○科目名事項名の改正に伴い、学力に関する証明書の別記様式を改める。

9. その他の改正事項

○科目名事項名の改正に伴い、学力に関する証明書の別記様式を改める。

10. 附則

○施行期日 平成31年4月1日(一部については公布日施行)

○経過措置 ①改正前の教職課程(旧課程)で修得した教科(領域)に関する専門的事項の単位のうち、改正後の教職課程(新課程)を有する大学の教職課程であることと認められるものは、新課程で修得した教科(領域)に関する専門的事項の単位とみなすことができる。

②旧課程で修得した教科に関する科目については、それぞれ対応する新課程における科目の単位とみなすことができる。

③旧課程で修得した教科又は教諭に関する科目、養護に関する科目、養護又は教諭に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、栄養に係る教育又は教諭に関する科目の単位は、それぞれ、
新課程で修得した大学が独自に設定する科目とみなすことができる。

④平成31年4月1日前に教職課程に在籍した者は、当該大学を卒業するまでは、この命令に関わらず従来の規定により、免許状授与の所要資格を備えることができる。

⑤平成31年4月1日前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として設定された課程については、平成34年度までは、この命令に関わらず、領域に関する専門的事項の単位に係る単位取得方法は、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育の教科に関する専門的事項に係る単位取得方法とすることができる。

3

授業科目の審査 — 基本的な考え方

審査対象全ての科目について「各科目に含めることができる事項」の内容が含まれているかを中心に審査を行う。

- 「教職課程コアカリキュラム」「外国語（英語）コアカリキュラム」が対象とする科目を中心に審査を行う。

「各教科の指導法（保育内容の指導法）」科目において、次期学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容が含まれているか確認を行う。
（平成31年度教職課程認定審査要領について3.（17））

- シラバスについては、改訂後の学習指導要領を反映させていることが必要であるが、シラバスに学習指導要領の個々の内容を記載することまで求めるものではなく、改訂後の学習指導要領を用いて授業が行われることを確認する。

授業科目の審査 — コアカリキュラムによるシラバス審査

教職課程コアカリキュラム、外国語（英語）コアカリキュラム対象科目については、授業科目の審査にあたって、各コアカリキュラムに定める事項の内容が含まれているか確認を行う。
（教職課程認定審査の補正事項之(4)）

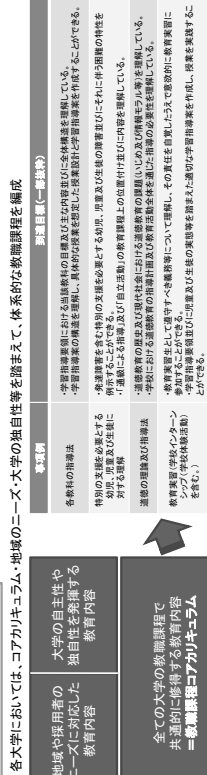
- シラバスを作成する際に、学生が当該事項に関するコアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計し、「到達目標」に関する内容がシラバスの各授業回を通して全体として含まれているか、各大学がコアカリキュラム対応表によって確認を行った上で申請を行うものとする。
 なお、提出されたコアカリキュラム対応表において、記載のない「到達目標」があれば、事務的に指摘する。
- 提出されたシラバスの審査は、コアカリキュラム対応表において「到達目標」の内容が含まれていることを各大学が確認していることを踏まえて行うものであり、コアカリキュラムに記載されている目標に含まれる個々の要素一つ一つを確認するのではなく、適切な授業内容となっているかどうか総合的な観点から審査を行う。

教職課程コアカリキュラム＜概要（案）＞

作成の背景・目的

- 大学における教員養成の下、学制的側面が過度に強調されたり、担当教員の関心に基づいた授業が展開
- 学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の獲得が不可欠
- すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保

教職課程における位置づけ



活用方法

教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会等、教育制度を所管する文部科学省等の関係者が認識を共有して取組を推進

- 【大学関係者】
 - ・コアカリキュラムの内容を踏まえて教職課程を構成
 - ・シラバスを作成する際や授業等を実施する際、学生がコアカリキュラムの内容を踏まえて教員採用選考を実施
- 【採用者（教育委員会関係者）】
 - ・教職課程の審査・認定及び実地研修においてコアカリキュラムを活用

コアカリキュラム対応表

＜コアカリキュラム対応表＞
 「教職課程コアカリキュラム」、「外国語（英語）コアカリキュラム」の対象となる授業科目のうち必修・選択必修科目の全てについて作成する。
（手引きⅡ. 2.(4)）

＜作成例 教職課程コアカリキュラム対応表＞

コアカリキュラム	コアカリキュラム											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
外国語（英語）コアカリキュラム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教職課程コアカリキュラム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他												

※ 左側の「教職課程コアカリキュラム」の内容を「外国語（英語）コアカリキュラム」の内容と重複する授業科目は、右側の対応表にコアカリキュラムの各項目における授業回を記載する。

※ 右側の「教職課程コアカリキュラム」の内容を「外国語（英語）コアカリキュラム」の内容と重複する授業科目は、左側の対応表にコアカリキュラムの各項目における授業回を記載する。

教員審査 — 基本的な考え方

担当教員の審査については、単に著書や学術論文等の活字業績の有無によるのではなく、職務上の実績、職務経験の期間、関連する資格等を考慮し、総合的に判断。ただし、活字業績が全く無い場合には、十分な能力があるとは認められず、実務家教員についても実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要。

- 教職課程認定基準（平成13年教員養成部会決定）
 - 3(3) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、専攻、専修、実績並びに職務上の実績等を勘案し、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者で行なければならない。
- 教職課程認定審査の権限事項（平成13年課程認定委員会決定）
 - 3(2) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

- 教員又は研究上の業績及び実績の考え方（平成23年課程認定委員会決定）
 - 1 基本的な考え方
 - 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、単に著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文が無い場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究発表等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。
 - 単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文が全く無い場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。
 - 2 教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文が無い場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究発表等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。
 - 上記の発表記録や著作等は、実務経験からくる実務の経験知識、知識のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。

教員審査 — 実務家教員の審査について

実務家教員については、学校現場での経験や実績も含めた総合的な判断により、審査を行う。(ただし、活字業績は必要。)

- 「教職課程認定審査の権限事項」(課程認定委員会決定)の見直し
 - 「教育上の能力に関する事項」
 - ※学生の理解を促すために「行っている取組」
 - 1 教育方法の実践例
 - 2 作成した教科書・教材
 - 3 教育上の能力に関する大学等の評価
 - 4 実務の経験を有する者に関する特記事項
 - 5 その他
 - 「職務上の実績に関する事項」
 - 1 資格、免許
 - 2 学校等での実務経験
 - 3 実務の経験を有する者に関する特記事項
 - 4 その他
 - 「担当授業科目に関する研究業績等」
 - 著書
 - 学術論文等
 - 教育実践記録等(※)
 - その他

※「教育実践記録等」は、平成23年から加えられた分類。
 <引き延びの証拠>
 「教育実践記録等」については、大学や教員研修センター等での指導や実務経験の発表記録や実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有する者に関する特記事項を記入し、「研究レポート」「実践論文」等を記載すること。」

「見直し前」
 3 教員に関する科目・特別支援教育に関する科目の担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮するものとする。

「見直し後」
 3 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

教員審査 — 必要となる業績等の範囲

認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。
 (教職課程認定基準3(3))

- 教員審査においては、コアカリキュラムに記載されている目標に含まれる個々の要素一つ一つに関連する業績等やシラバスに記載されている個々の授業回全てに関連する業績等を要件とするのではなく、授業内容を構成する主たる内容から見て、授業全体として担当する教員として十分な能力を有すると認められるかどうかという観点から総合的に判断する。

- ・(例1)「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応したある授業科目について
 - 授業内容を構成する内容が、
 - ①「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解」
 - ②「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法の理解」
 - ③「障害は、このうち①及び②が授業内容を構成する主たる内容となっている場合には、①及び②に関連する業績等があれば足り、さらに、この場合、①や②に含まれる個々の要素一つ一つに関連する業績等を考慮する必要はない。
- ・(例2)「教育に関する社会的、制度的又は政策的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を要せ。)」に対応したある授業科目について
 - 授業内容を構成する内容が、
 - ①「教育に関する社会的事項、制度的事項又は経営的事項」
 - ②「学校と地域との連携」
 - ③「学校安全への対応」
 となっており、このうち①が授業内容を構成する主たる内容となっている場合には、①に関連する業績等があれば足り。

教員審査 — 新設科目の教員審査について①

- ①「総合的な学習の時間の指導法」
 - 該当する活字業績以外に、
 - ①「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績(通常の授業においては10年以内の活字業績が対象であるが、10年以上前の活字業績についても記載対象とする。)
 - ②「各教科の指導法」「道徳教育の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかの活字業績も可能とする。
 ただし、遅やかに「総合的な学習の時間の指導法」の業績を積みよように努めることとし、平成34年度末に事後調査予定。
 (平成31年度教職課程認定審査要領について3.(2))

- ②「小学校「外国語の指導法」」
 - 該当する活字業績以外に、
 - ①「小学校「外国語活動の指導法」に関する活字業績
 - ②「小学校「外国語の指導法」のいずれかの活字業績も可能とする。
 ただし、②については、遅やかに「小学校「外国語の指導法」の業績を積みよように努めることとし、平成34年度末に事後調査予定。
 (平成31年度教職課程認定審査要領について3.(3))

- ③「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」
 - 例えば、活字業績が「障害の特性及び心身の発達を理解」のみであっても、職務上の実績等で「教育課程や支援の方法の理解」が確認できれば、当該科目を担当する能力がある者と認められる。
 (職務上の実績等の例)
 - ・大学教員として、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員を対象とした障害のある児童生徒等の教育課程や支援の方法に関する研修講師の実績
 - ・小・中学校等での障害のある児童生徒等の担当教員としての実績(特別支援教育コーディネーターの担当実績を含む。)
 - ・特別支援学校での教員としての実績
 - ・心理士や医師などの専門家として、障害のある児童生徒等の支援の方法について、教員に対して行った指導助言に関する実績等

(参考) 他の大学で開設する授業科目

他の大学で開設する授業科目を含めて、授業科目の開設が可能。
新たに開設が必要な科目について、教員の確保が困難な場合、このような対応も考えられる。(再課程認定の際に、単位互換協定書の提出が必要。)

○教職課程認定基準 (平成13年教員養成部会決定)

3(1) また、施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」、「教育の基礎的理論に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」並びに「教育実践に関する科目」(以下「指導法に関する科目等」という。))及び「特別支援教育に関する科目」を含む場合は、当該科目の単位数は、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に定める当該科目の単位数の3割を超えない範囲内で、授業科目を開設することができます。

16

教員審査 — 新設科目の教員審査について②

④複合科目(※複合領域の場合も同様)

①「教科に関する専門的事項」の複数の事項を合せた授業科目を担当する教員、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」を合せた授業科目を担当する教員のいずれについても、授業内容を構成する主要な内容から見て、授業全体として担当する十分な能力を有すると認められるかどうかという観点から総合的に判断する。

・例えば、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」を合せた授業科目について、「教科に関する専門的事項」に「各教科の指導法」を担当する2人の教員が担当する場合、それぞれ担当する部分に関連する業績を有していることでも、当該科目を担当する者として認められる。

・例えば、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」を合せた授業科目を1人の教員が担当する場合に、活字業種が「教科に関する専門的事項」のみであっても、「各教科の指導法」に関する職務上の実績等が確認できれば、当該科目を担当する者として認められる。

②過去の課程認定の教員審査において、「教科に関する科目」又は「各教科の指導法」に関する授業科目を単独で担当することを可とされた者については、該当する範囲の業績については過去の審査結果を尊重し、審査する。
(準別表1.3.(9)②)

⑤教育実習の一部として実施する学校体験活動

・平成30年4月時点と平成31年4月以降に開設する教育実習について、同一の教員が担当し、当該者が平成31年4月以降に開設する学校体験活動を担当する場合は、教員審査は行わない。

17

教職課程の担当教員の変更の取扱い

<再課程認定での取扱い>

再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。

その際、

- 完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。
- 退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。

(参考)

<新設・改組の場合の課程認定での取扱い>

新設・改組の場合の課程認定においては、完成年次までに開設する授業科目を担当する教員について申請書に記載の上、申請を行う。
つまり、申請時点において、担当教員が未定であることは認められず、完成年次までの間、途中で退職する等の教員の変更が判明している場合には、あらかじめ、後任の教員を記載の上、申請を行うことが必要。

18

授業科目の開設等 — 必要専任教員数及び授業科目の共通開設

○ 必要専任教員数及び授業科目の共通開設については、平成30年度までの教職課程認定基準(平成27年11月24日一部改正)と同様の基準。

○ 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「総合的な学習の時間の指導法」「道徳の理論及び指導法」について、授業科目の共通開設を可能とするとともに、これらの事項を追加したことによる専任教員数の増加はなし。

○ 「学校体験活動」については、教育実習と同様の授業科目の共通開設が可能。

19

授業科目の開設等

— 学校インターンシップや学校ボランティアなどの取組

- 教職課程の学生に、学校現場やその他の教育施設において教育活動や校務、部活動などに関する支援や補助業務などの諸活動を体験させるための学校インターンシップや学校ボランティアなどの取組は、これまで「教科又は教職に関する科目」に位置付けて実施されており、今後も「大学が独自に設定する科目」に位置付けて実施することが可能。

<これらの取組の意義>※平成27年10月21日中央教育審議会答申より作成

- ・学校現場をより深く知ることができ、既存の教育実習と相まって、理論と実践の往還による実践的指導力の基礎の育成に有効
- ・学生がこれからの教員に求められる資質を理解し、自らの教員としての適格性を把握するための機会としても有意義
- ・学生を受け入れる学校側においても学校の様々な活動を支援する地域人材の確保の観点から有益

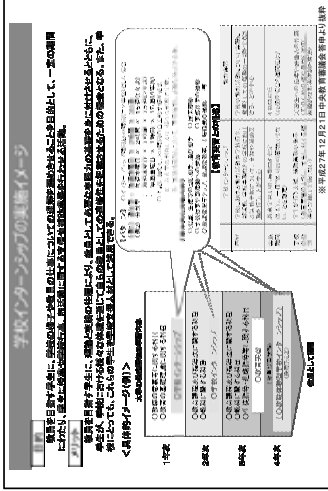
- これらの取組の意義等を踏まえ、新たに「教育実習」の一部として実施する「学校体験活動」に位置付けた取組を実施することも可能。

20

授業科目の開設等

— 「教育実習」の一部として実施する「学校体験活動」の基本的な考え方

- ① 「学校体験活動」は、「教育実習」の一部として実施するものであることから、「教育実習」に対応する授業科目と「学校体験活動」に対応する授業科目を別に開設する場合であっても、両者が相まって教育実習としての目標を達成することができる。
- ② 「学校体験活動」として実施するプログラムや実施体制等について大学が学校と連携して構築していることが必要。
- ③ 「学校体験活動」は学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とした活動であること、また、学生が学校の指示の下に行う活動であることが必要。



21

授業科目の開設等

— 大学が独自に設定する科目

「大学が独自に設定する科目」に関する科目開設については、基本的には、「教科又は教職に関する科目」と同様の考え方であり、平成30年4月時点で開設する「教科又は教職に関する科目」については、平成31年4月以降は「大学が独自に設定する科目」に移行することが可能。

- ① 一種免許状及び二種免許状に係る「大学が独自に設定する科目」

「教科又は教職に関する科目」は「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教職に関する科目」に準ずる科目の開設が可能であったが、改正後の「大学が独自に設定する科目」は、これらに相当する科目に加えて、「教科に関する専門的事項」に準ずる科目の開設が可能。

(新たに開設する科目の例)

- ・高等学校における「理数探究」のような専攻の教科を精選した科目
- ・幼稚園における幼小連携を意図した小学校の「教科に関する専門的事項」に関する科目

- ② 専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」

「教科又は教職に関する科目」は「教科に関する科目」、「教職に関する科目」の開設が可能、準ずる科目の開設は不可能であり、改正後についても同様。

(新たに開設する科目の例)

- ・総合的な学習の時間の指導法、小学校教諭免許状の「外国語」に係る科目などの法令改正により新たに追加される事項に関する科目

22

申請書類

— 基本的な考え方

- 既に認定を受けている課程であることを前提として審査を行うため、再課程認定に際しては申請書類の一部を省略するものとする。(ただし、通常の課程認定申請については、従前とおり全ての書類の提出が必要となる。)
- 省略した書類については、その審査も省略することとなるが、各大学において課程認定基準や「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」などを満たしていることを確認の上、申請を行うこと。

<必要提出書類>
(手引きⅡ.1(1))

書類名	備考
① チェックリスト	
② 様式第1号 申請書	
③ 様式第2号 認定を受けようとする大学の課程の概要	
④ 新旧対照表	認定を受けようとする学部・学科別の教育課程及び教員種別※1 領域及び教育内容の指導法に関する科目/教科及び教科の指導法に関する科目/業種に関する科目/卒業に係る教育に関する科目
⑤ 教職課程コアカリキュラム対応表	教職課程コアカリキュラム対応表(一欄) ① 教職課程コアカリキュラム対応表(教育実習) ② 外国語(英語)コアカリキュラム対応表(一欄) ③ 外国語(英語)コアカリキュラム対応表 ④ 外国語(英語)コアカリキュラム対応表(提出対象科目のみ) ⑤ 外国語(英語)コアカリキュラム対応表(提出対象科目のみ)
⑥ 外国語(英語)コアカリキュラム対応表	総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教員養成等に関する科目/教育実践に関する科目
⑦ シラバス	大学が独自に設定する科目※2 特別支援教育に関する科目※2
⑧ 教職課程コアカリキュラム対応表	① 教職課程コアカリキュラム対応表(一欄) ② 教職課程コアカリキュラム対応表(教育実習) ③ 外国語(英語)コアカリキュラム対応表(一欄) ④ 外国語(英語)コアカリキュラム対応表 ⑤ 外国語(英語)コアカリキュラム対応表(提出対象科目のみ) ⑥ 外国語(英語)コアカリキュラム対応表(提出対象科目のみ)
⑨ 教員採用実績書	① 採用書 ② 教育研究業績書
⑩ 様式第3号 教育実習計画に関する書類	③ 採用書 ④ 教育実習計画に関する書類
⑪ 様式第5号 教育実習計画に関する書類	⑤ 採用書 ⑥ 教育実習計画に関する書類
⑫ 学校(専修)の交付申請書	⑦ 採用書 ⑧ 学校(専修)の交付申請書
⑬ 学則(一種免許等)調度証の提出申請書(提出を行う場合のみ)	⑨ 採用書 ⑩ 学則(一種免許等)調度証の提出申請書(提出を行う場合のみ)

23

申請書類

シラバス及び教員業績書の提出対象①

平成30年4月において、同一の教員が、裏の【平成30年度】に記載の事項を含む授業科目について、それに対応する【平成31年度】に

記録の事項を含む授業科目を引き続き担当する場合、「×」と記載されている場合は、シラバス又は業績書等(履修書、教育研究業績書、

承諾書)の提出は不要となる。

※経年継続事項(裏の)についてはシラバス及び業績書等の提出が必要。(手引き II. 1. (1))

コエデュケーションが策定された事項(裏の)についてはシラバスの提出が必要。(手引き II. 1. (1))

Table with 4 columns: 平成30年度, 平成31年度, シラバス, 業績書. Rows include 各科目ごとの担当状況, 担当科目, 担当教員, etc.

申請書類

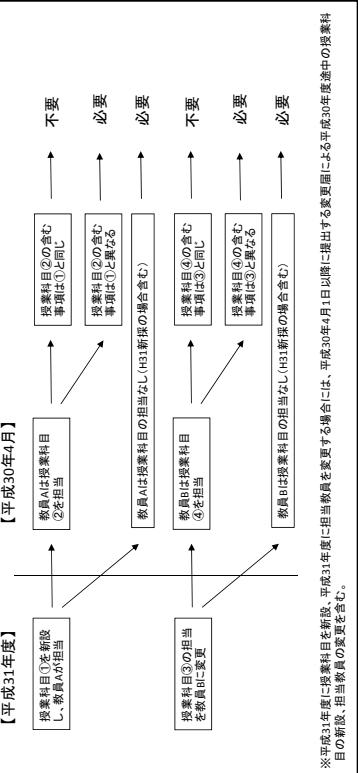
シラバス及び教員業績書の提出対象②

新規事項やコアカリキュラムが策定された事項以外の事項を含む授業科目は、同一の教員が平成30年4月時点での担当授業科目と

同一の事項を含む授業科目を平成31年度以降も引き続き担当する場合には、シラバスの提出は不要。

新規事項以外の事項を含む授業科目は、同一の教員が平成30年4月時点での担当授業科目と同一の事項を含む授業科目を平成31

年度以降も引き続き担当する場合には、業績書等(履修書、教育研究業績書、承諾書)の提出は不要。



※平成31年度に授業科目名を更新、平成31年度に担当教員を変更する場合には、平成30年4月1日以降に提出する変更届による平成30年度中の授業科目の開設、担当教員の変更を含む。

申請書類

新旧対照表①

再課程認定の対象となる全ての教職課程について、平成30年4月時点の各課程における教員免許取得のために開設する授業科目及び専任教員の状況、平成31年4月時点の各課程における教員免許取得のために開設する授業科目及び専任教員の状況を記載する。

(手引き II. 2(3))

様式第2号(小・教科及び教員の指導法に関する科目)①

Table for '新旧対照表①' with columns for course type, subject, teacher, and status. Includes a section for '認定を受けようとする学修者等の教育課程及び教員組織'.

※平成30年4月において、平成30年4月に、事項(算数)を含む授業科目を担当する教員が、引き続き事項(算数)を含む授業科目を担当する場合には、シラバス及び教員業績書等の提出は不要とする。

※平成30年4月に、事項(算数)を含む授業科目を担当する教員が、引き続き事項(算数)を含む授業科目を担当する場合には、シラバス及び教員業績書等の提出は不要とする。

※平成30年4月に、事項(算数)を含む授業科目を担当する教員が、引き続き事項(算数)を含む授業科目を担当する場合には、シラバス及び教員業績書等の提出は不要とする。

※平成30年4月に、事項(算数)を含む授業科目を担当する教員が、引き続き事項(算数)を含む授業科目を担当する場合には、シラバス及び教員業績書等の提出は不要とする。

※平成30年4月に、事項(算数)を含む授業科目を担当する教員が、引き続き事項(算数)を含む授業科目を担当する場合には、シラバス及び教員業績書等の提出は不要とする。

申請書類

新旧対照表②

Table for '新旧対照表②' comparing 平成30年4月 and 平成31年度 across various subject categories like 基礎的・学際的科目, 専門的科目, etc.

(手引き II. 2(3) < 二種の免許状の課程 > 文)

上図において、新事項の「総合的な学習の時間の指導法」を担当する場合は教員業績書等の提出対象となるため、同一教員が担当する別の授業科目(教育方法・技術論)についても併せて教員業績書等の提出対象となる。(従前の変更届における専任教員変更の手続と同じ)

2) 講演2「養護教諭の育成指標の考え方と現状」

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課
健康教育調査官 松崎美枝 氏

1 児童生徒の現代的健康課題

日本学校保健会の平成30年2月保健室利用状況に関する調査報告書の内容を基に子どもたちの現状を確認する。この調査は平成2年から5年ごとに実施されており、今回の調査報告書は平成28年に調査を実施し、小中3900校を対象としている。

- ・1校当たりの1日平均保健室利用者数：校種別で一番多いのが小学校22人前後、大規模の複数配置において一番多い小学校では51.5人の来室がある。
- ・1校当たりの1日平均保健室利用者数（学年別・性別）：全体を通して男子女子とも中学3年生が多い。性別においてはどの校種も女子が保健室利用多い。
- ・曜日別保健室利用者数：曜日に大きな差ない。金曜日が多い結果であった。
- ・保健室利用者数の来室時間帯（学校種別）：一番多いのが午前の休み時間。次いで給食・昼休み、午前の授業中、始業前もかなり多くなっている。
- ・保健室利用者数の来室理由（学校種別）：小中校で傾向が違う。小学校で一番多いのがけがの手当てであり、中学校においては体調が悪い、次いでけがの手当て、友達の付き添いであり、高等学校においても体調が悪いが一番多く、次いで友達の付き添い、けがの手当てとなっている。
- ・応急処置の保健室利用状況（学校種別）：小学校ではけがの手当てが一番多く、次いで頭痛、腹痛となっている。中学高等学校においては、頭痛腹痛、風邪等の症状が多く、次いでけがの手当てであった。
- ・養護教諭が過去1年間に把握した心身の健康に関する状況：体の健康に関する主な事項については、アレルギー疾患が多くを占めている。次いで肥満傾向ということで、この結果についてはH23調査と同様であった。スポーツ障害は前回調査より増加していた。
- ・養護教諭が過去1年間に把握した心身の健康に関する状況：心の健康に関する主な事項については、小学校で一番多かったのが、発達障害に関する問題が多くなり、次いで友達との人間関係、いじめに関する問題となっており、H23調査に比べいじめに関する問題が増加していた。中・高等学校も同様な傾向がみられる。一番多かったのは友達との人間関係、次いで発達障害に関する問題、家族との人間関係も多くなっている。
- ・養護教諭がかかわり、心身の健康問題のために健康相談等で継続支援した事例の有無：1校当たりの平均人数（学校種別）について、学年が上がるにつれ継続支援する割合は高くなる。小学校の大規模校、複数配置の学校では161.3人と多いことが分かる。月別実人数の平均では、どの校種でも一番多かったのが夏休み明けの9月であった。
- ・健康相談における主な相談内容（学校種別）：どの校種でも多かったのが、身体の症状、友達との人間関係が多く、漠然とした悩みも多い。相談内容は多岐にわたっている。
- ・個別の保健指導の必要の有無（学校種別及び全体）と個別の保健指導における主な指導内容（学校種別）：この項目は今回初めての質問項目である。養護教諭が必要であった、と回答した割合は全体の23%であった。内容は応急手当の方法、基本的な生活習慣について、内科的症状についての項目が多かった。23%と割合が以外と少ないが、日々の日常に

において養護教諭はなんらかの指導を行っていると考えられる。個別の保健指導について課題と感じている。

- ・「保健室登校」について、定義が確認された。
- ・保健室登校の有無：全体で34%という結果であった。
- ・保健室登校をした1年間の実人数（有のみ）：やや中学校が多い。
- ・保健室登校の開始学年（学校種別）：中1、高1年が多い。
- ・保健室登校開始時期（学校種別）：どの校種においても顕著に9月が多い。健康相談も9月が多く、夏休み明けの9月で注意が必要。
- ・保健室登校していた児童生徒の教室復帰の割合（学校種別）：やや中学校生徒の復帰の割合が低い結果であった。
- ・保健室登校していた児童生徒が教室復帰するまでの日数（学校種別）：前回に比べ、全体において日数が少なくなっている。
- ・保健室登校していた児童生徒への教室復帰に向けた手立て：学級担任と保護者との連携において、どの校種も98%以上であり、学級担任との連携はよくできている。個別の指導計画は33%とまだ低い。
- ・教職員の保健室利用（学校種別）：どの校種でも多い。高等学校は97.7%であった。
- ・教職員の保健室利用1校平均利用者数（理由別）：情報交換が一番多く、続いて生徒の体、心の問題と続いていた。
- ・学校規模別保護者の保健室利用：保護者の保健室利用もある。
- ・スクールカウンセラーの配置の有無（校種別）：どの校種もH23調査と比べると、高くなっている。
- ・ソーシャルワーカーの配置の有無（学校種別）：スクールカウンセラーの割合に比べると低い。

全体の調査の結果について、全回調査との比較から、スライドの通り報告された。人間関係のトラブルで悩んでいる児童生徒が多い事、多様な心身の健康問題などが挙げられ、それらに養護教諭は対応していた。

2 養護教諭の育成指標

平成27年12月21日に中教審から資質向上、チーム学校、学校と地域の連携協働について3つの答申が同時に出された。教員の資質向上の答申を受けて教育公務員特例法等の一部改正が行われ、教員の資質向上に関する内容について盛り込まれた。背景として大量退職、大量採用によって教職員の年齢や経験の均衡がとれなくなっていることが挙げられる。答申で示されている主な課題としては、教員の学ぶ意欲は高いものの、多忙による時間の確保が困難、モチベーションを維持できる環境整備、求める教員像の明確化と教員採用時における選考方法の見直し、養成の段階で現場の実際を体験する機会の充実などが挙げられた。

具体的には、養成段階においては学校インターンシップの導入や教育委員会と大学との連携のための具体的な制度的枠組みが必要と示された。教育委員会と大学との連携については教員の育成指標や研修計画の全国的な整備をする必要がある。公立学校の年齢別教員数について、40歳前後のミドルリーダークラスの教員の割合が少なく、養護教諭も教諭と

同じ状況である。

1) 教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要

全国的な校長及び教員の資質の向上に関する指標の整備が求められた。文部科学大臣が指標を定めるために必要な指針を策定し、教育委員会等と関係大学等で構成する協議会を組織し協議を行い、そこで文科省が定めた指針を参考にしながら指標を作成していく。そしてこの指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとする。また 10 年経験者研修の見直しが示された。2017 年 4 月 1 日から施行されている。

2) 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の作成に関する指針（平成 29 年文部科学省告示第 55 号）の概要とポイント

公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項の大前提として、教員等の年齢構成や経験年数の状況など、様々な状況が各地域によって異なっていることを踏まえて指標を策定する、と示された。学校種・教員等の職等の範囲には、養護教諭、養護助教諭も教員等の範囲に示されている。職責、経験及び適正に応じた成長段階の設定をし、必ず、新規に採用する教員に対して任命権者が求める資質を第一の段階として設けることが指針の中で定められた。指標の内容を定める際の観点としては、各職の特性を踏まえ、必要な事項を加えたり、不必要な事項をのぞいたりすることが可能である。例えば養護教諭にあっては、保健管理、健康相談や保健室経営に関する事項など適宜加えることができる。

その他公立の小学校等の教員等の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項について、指標の策定に当たって必要とされる手続き、指標に基づく教員等の資質の向上の推進体制の整備及び指標の改善等について説明があった。

3) 学校保健総合支援事業（養護教諭育成支援事業）

平成 29 年度から文部科学省は学校保健総合支援事業の中で養護教諭育成支援事業を実施している。この事業は養護教諭の資質向上を図るため、各地域の実情に応じた資質向上策について、調査研究を実施し、その成果を全国に普及することで養護教諭の資質向上に資することを目的としている。

事業の内容は、養成・採用・研修の各段階における資質向上策について調査研究の実施が挙げられる。取り組みの状況として、平成 29 年度に滋賀県教育委員会、長野県教育委員会、愛知教育大学、弘前大学を指定し、調査研究を委託実施した。

研修等に関して文部科学省で行っている事業では、地域と連携した学校保健推進事業がある。養護教諭の未配置校や経験の浅い養護教諭の 1 人配置校等においては児童生徒等の健康課題に適切に対応が困難な状況がある。そのためには校内体制や学校、家庭、地域の関係機関等の連携・協働体制の構築が必要であり、学校、家庭、地域と連携した学校保健活動を推進できる養護教諭の育成が必要とされている。事業の概要は養護教諭未配置校や経験の浅い養護教諭の配置校へのスクールヘルスリーダーの派遣である。そのスクールリーダーには経験豊富な退職養護教諭が採用され、退職養護教諭の知見の活用が行われている。

保健教育の用語の変更について（連絡事項）

平成 28 年 12 月 21 日中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）では、「健康・安全・食に関する資質・能力」において言及する中で次のことが示された。

答申 42 ページ（脚注）

「なお、従来教科等を中心とした『安全学習』『保健学習』と特別活動等による『安全指導』『保健指導』に分類されている構造については、資質・能力の育成と、教育課程全体における教科等の役割を踏まえた再整理が求められる」との指摘があり、それを踏まえて学習指導要領等では教科等を分類する用語である「保健学習」「保健指導」の用語を用いた分類は使用せず、教職員や国民が理解できる教科等の名称で説明することとなった。

「保健学習」「保健指導」は「保健教育」としてひとくくりに示されることになった。何ができて何ができなくなるかは今までと変わらない。「保健指導」は学校保健安全法にも記されているように、「保健指導」の用語はなくなる。今後文部科学省から出される冊子等はこの内容で整理される。

<おわりに>

育成指標については、大学と教育委員会による目標の共有や連携、養成・採用・研修の接続の強化と一体化を確保しながら一体改革に取り組むことが必要であるので、大学には様々なところで教育委員会と連携していただきたい。

【講演 2 松崎美枝氏講演 質疑応答】

Q1. スクールヘルスリーダーの派遣事業について、全国どのあたりでどのくらい使われているのか。

A1. あまり使われていない状況にある。それには 2/3 自治体に負担していただかなくてはならない背景がある。しかし、活用されている自治体からは非常によい事業であるといわれている。

Q2. 初任者指導について、千葉県において養護教諭は年間 20 時間であり、指導時間が少ない。一般の先生と同じように初任者指導を考えていただきたい。

また、学生が養護教諭になった時に、あなたは教員ではないの？または、看護師ではないの？と言われる。今後どうゆう風に養護教諭を育成していくか。文科省の考えを教えてください。

A2. 初任者指導について、各県によって体制がまちまちである。指導養護教諭を置くところもある。財政的な面もあり、全国的に一律にするのが難しい状況にある。いい事例や取り組みについて、情報収集し、体制について県の中で体制づくりができるように取り組んでいる。また検討していきたい。

どのような養護教諭を育成するのかについては、学校教育法において「養護教諭は児童の養護をつかさどる」とされている。平成 20 年の答申においても、養教の職務 5 項目が示されている。

Q3. 保健教育の用語について。この説明の通り発信してよいか。

A3. 文部科学省としては用語の使い方の変更を定めたところである。この説明について文書として出す予定はない。今後文科省が作成する研修資料等において整備していたらと考えている。

記録 ファカルティ・ディベロップメント（FD）検討委員会

現代的健康課題を抱える子供達への支援 ～養護教諭の役割を中心として～

● 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
健康教育調査官 松崎 美枝



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT)

本日の内容

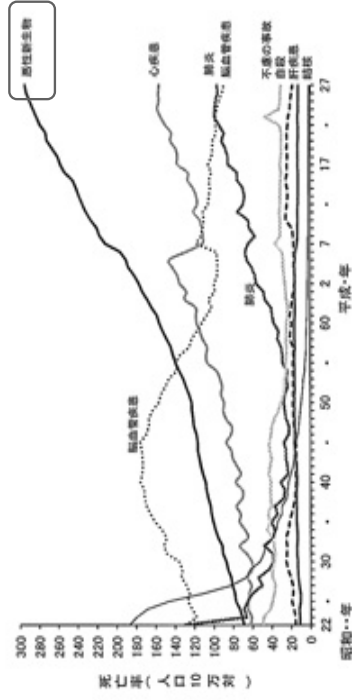
- 1 最近の学校保健に関するトピックス
- 2 「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」

1 最近の学校保健に関するトピックス

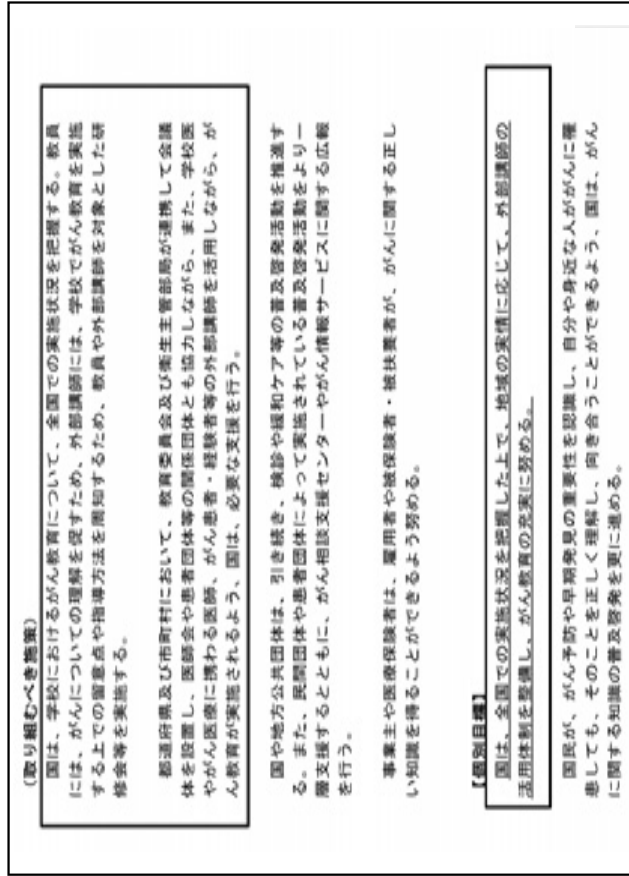
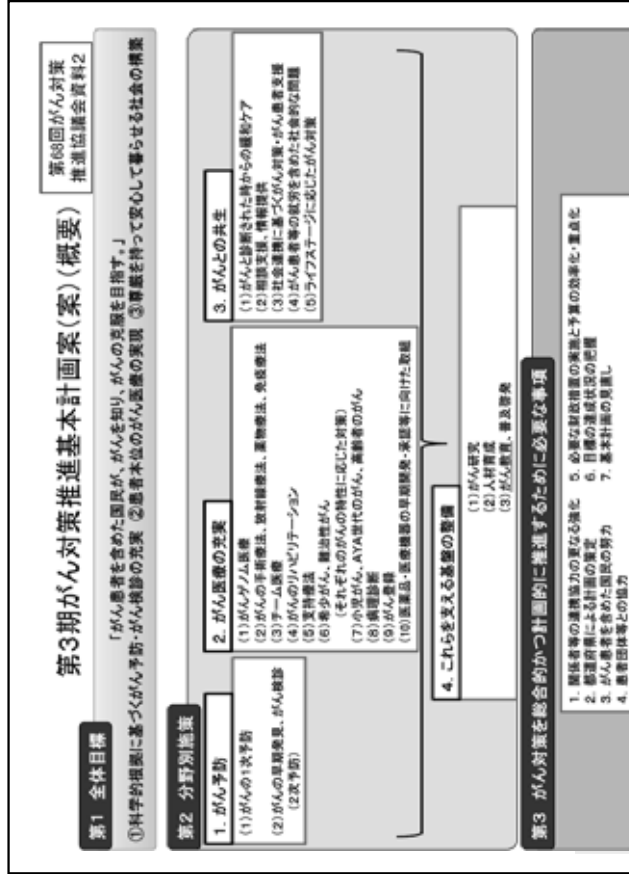
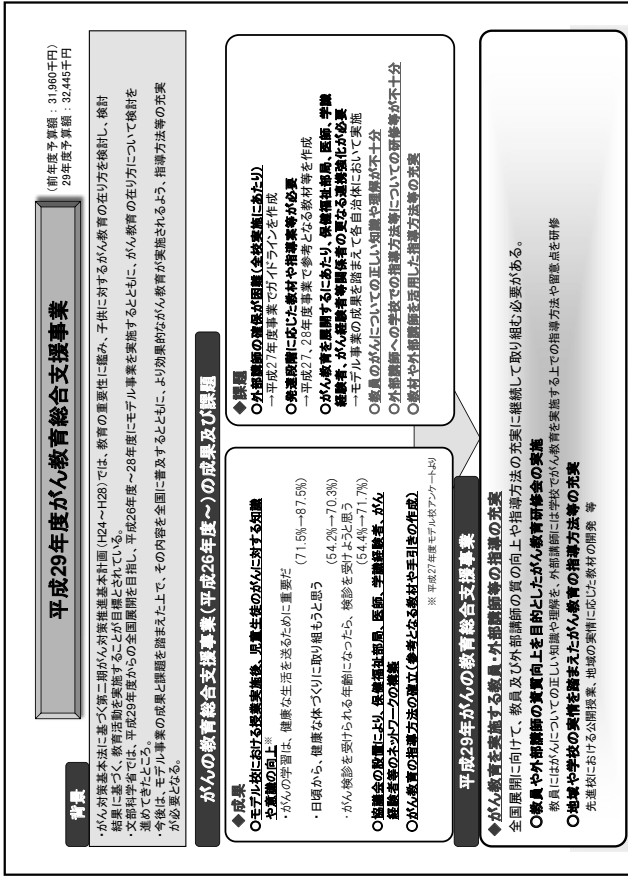
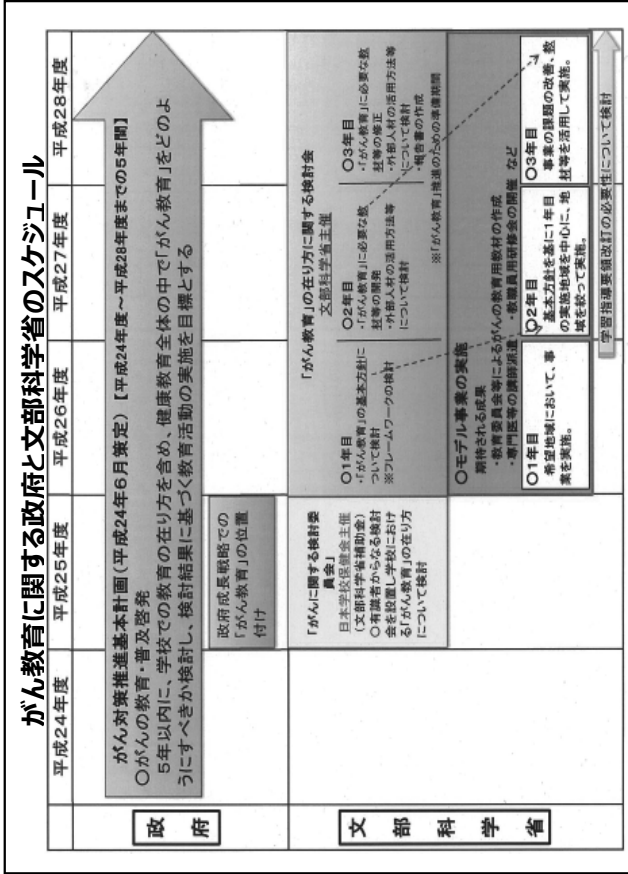
- ・がん教育
- ・児童生徒等の健康診断
- ・アレルギー対応
- ・脳脊髄液減少症
- ・子宮頸がん予防ワクチン
- ・てんかん発作時の坐薬挿入

がん教育

がん（悪性新生物）は死因の第1位



注：1) 平成27年1月の心疾患の死因は、死因別推定(死因別推定) (平成27年1月推定) による。
 2) 平成27年1月の心疾患の死因は、死因別推定(死因別推定) (平成27年1月推定) による。
 3) 平成27年1月の心疾患の死因は、死因別推定(死因別推定) (平成27年1月推定) による。
 4) 平成27年1月の心疾患の死因は、死因別推定(死因別推定) (平成27年1月推定) による。



がん教育

- がん検診推進のための教材
- がん検診推進のための教材（巻頭紙）

がん教育

- 理科におけるがん教育の取組について（概説）
- 理科検定問題におけるがん教育の取組について
- 理科検定問題におけるがん教育の取組に関する調査報告書

利用ガイド

初等中等教育課程標準教育・指導要領



（国語・算数・理科・社会科）
（理科）
（理科）

Copyright © Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

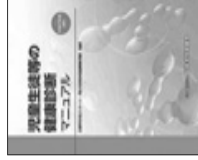
児童生徒等の健康診断

学校保健安全法施行規則の一部改正

文部科学省通知 平成26年4月30日
26文科ス第96号

学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）

文部科学省事務連絡 平成27年9月11日
児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断
の方法及び技術的基準の補足的事項



【改正の概要】

- ・座高の検査について、必須項目から削除すること
- ・寄生虫卵の有無の検査について、必須項目から削除すること
- ・「四肢の状態」を必須項目に加えるとともに、四肢の状態を検査する際は、四肢の状態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意することを規定すること
- ・保健調査の実施を、小学校入学時及び必要と認めるときから、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学の全学年において、幼稚園、大学においては必要と認めるときとすること

施行期日は平成28年4月1日

学校における健康診断の役割

- 学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握する。
- 学校における健康課題を明らかにして、健康教育に役立つ。

健康診断の結果の活用

- 保健管理
学校保健計画、保健室経営計画等の立案
- 保健教育
教科指導・特別活動における活用
- 組織活動
学校保健委員会



平成28年度児童生徒等の健康診断の実態状況調査（報告）

調査数：170団体
回答数：170団体

都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課（67）
都道府県私立学校主管課（47）
附属学校を置く各国立・大学法人事務局（56）

【調査実施学校数、児童生徒数】

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
学校数	19,675	10,059	4,616	51	34,401
児童生徒数	6,391,206	3,337,353	3,126,610	32,403	12,887,572



平成28年度児童生徒等の健康診断の実態状況調査（報告）

質問 2 ① 保護者が保健調査票にチェックした人数

項目	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
保護者が保健調査票にチェックした人数	606,028 (9.5%)	520,647 (15.6%)	451,812 (14.5%)	4,976 (15.4%)	1,583,463 (12.3%)

・項目別人数

項目	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
側むらに関する項目	254,915 (4.0%)	184,172 (5.5%)	154,070 (4.9%)	1,591 (4.9%)	594,748 (4.6%)
腰に関する項目	96,915 (1.5%)	104,417 (3.1%)	125,437 (4.0%)	923 (2.8%)	329,692 (2.6%)
上肢に関する項目	38,246 (0.6%)	38,845 (1.2%)	47,471 (1.5%)	335 (1.0%)	124,897 (1.0%)
下肢に関する項目	79,359 (1.2%)	98,751 (3.0%)	72,468 (2.3%)	788 (2.4%)	251,366 (2.0%)
片脚立ちに関する項目	67,840 (1.1%)	21,936 (0.7%)	17,267 (0.6%)	85 (0.3%)	107,128 (0.8%)
しゃがみ込みに関する項目	126,909 (2.0%)	158,028 (4.7%)	126,438 (4.0%)	1,147 (3.5%)	412,522 (3.2%)
その他	64,398 (1.0%)	52,676 (1.6%)	36,486 (1.2%)	268 (0.8%)	153,828 (1.2%)

② 問 2 ①のうち、既にかりつけ医等で受診している人数をお答えください。

項目	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
児童生徒数	42,358 (0.7%)	81,129 (2.4%)	72,817 (2.3%)	676 (2.1%)	196,980 (1.5%)

※（ ）内は、該当者数÷調査実施児童生徒数（小数点第二位で四捨五入）（単位：人）

平成28年度児童生徒等の健康診断の実態状況調査（報告）

質問 1 児童生徒等の健康診断マニュアル(P.16) に示されている保健調査の項目(整形外科) についてお答えください。

(単位：校)

項目	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
マニュアルの項目と同様に示された	11,503 (58.5%)	5,838 (58.0%)	2,739 (59.3%)	28 (54.9%)	20,108 (58.5%)
マニュアルに示されている項目以外も追加した	3,647 (18.5%)	1,807 (18.0%)	430 (9.3%)	5 (9.8%)	5,889 (17.1%)
マニュアルに示されている項目を削除した	807 (4.1%)	435 (4.3%)	456 (9.9%)	8 (15.7%)	1,706 (5.0%)
新たな項目を追加し、既存の項目を削除した	3,017 (15.3%)	1,546 (15.4%)	600 (13.0%)	7 (13.7%)	5,170 (15.0%)
マニュアルを参考にしなかった	709 (3.6%)	426 (4.2%)	397 (8.6%)	4 (7.8%)	1,536 (4.5%)

※（ ）内は、該当学校数÷調査実施学校数（小数点第二位で四捨五入）



平成28年度児童生徒等の健康診断の実態状況調査（報告）

③ 養護教諭、担任等の日常の健康観察の上、疾病、異常等が疑われると考えられる人数

項目	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
児童生徒数	50,806 (0.8%)	41,441 (1.2%)	27,440 (0.9%)	154 (0.5%)	119,841 (0.9%)

・項目別人数

項目	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
側むらに関する項目	15,841 (0.2%)	12,851 (0.4%)	9,525 (0.3%)	35 (0.1%)	38,252 (0.3%)
腰に関する項目	8,151 (0.1%)	9,030 (0.3%)	7,679 (0.2%)	37 (0.2%)	24,897 (0.2%)
上肢に関する項目	2,965 (0.0%)	2,586 (0.1%)	2,540 (0.0%)	11 (0.0%)	8,102 (0.1%)
下肢に関する項目	4,575 (0.1%)	5,529 (0.3%)	3,013 (0.1%)	32 (0.1%)	13,149 (0.1%)
片脚立ちに関する項目	8,521 (0.1%)	2,599 (0.1%)	983 (0.0%)	1 (0.0%)	12,104 (0.1%)
しゃがみ込みに関する項目	16,431 (0.3%)	14,758 (0.4%)	7,494 (0.2%)	50 (0.2%)	38,733 (0.3%)
その他	3,855 (0.1%)	3,626 (0.1%)	2,942 (0.1%)	15 (0.0%)	10,438 (0.1%)

※（ ）内は、該当者数÷調査実施児童生徒数（小数点第二位で四捨五入）（単位：人）

平成28年度児童生徒等の健康診断の実態状況調査（報告）

④学校医が専門医等での受診を勧めた者の人数

学校医が専門医等での受診を勧めた者の人数	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
児童生徒数	118,806 (1.9%)	107,982 (3.2%)	56,559 (1.8%)	773 (2.4%)	284,120 (2.2%)

・項目別人数

項目	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
脚むねに関する項目	71,379 (1.1%)	56,550 (1.7%)	28,148 (0.9%)	448 (1.4%)	156,525 (1.2%)
腰に関する項目	14,669 (0.2%)	18,225 (0.5%)	13,704 (0.4%)	106 (0.3%)	46,704 (0.4%)
上肢に関する項目	4,529 (0.1%)	5,294 (0.2%)	4,204 (0.1%)	43 (0.1%)	14,070 (0.1%)
下肢に関する項目	12,457 (0.2%)	15,608 (0.2%)	6,669 (0.3%)	108 (0.3%)	34,842 (0.3%)
片脚立ちに関する項目	5,333 (0.1%)	1,711 (0.1%)	738 (0.0%)	5 (0.0%)	7,787 (0.1%)
しゃがみ込みに関する項目	17,258 (0.3%)	20,743 (0.6%)	9,724 (0.3%)	181 (0.6%)	47,906 (0.4%)
その他	7,726 (0.1%)	5,431 (0.2%)	3,040 (0.1%)	10 (0.0%)	16,207 (0.1%)

※（ ）内は、該当者数÷調査実施児童生徒数（小数点第二位で四捨五入）（単位：人）



平成28年度児童生徒等の健康診断の実態状況調査（報告）

⑥健康診断に要した時間について、昨年と比較してどうだったかをお答え下さい。

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
昨年よりも要する時間が増えた	14,025 (71.5%)	7,665 (76.5%)	3,336 (72.6%)	39 (73.6%)	25,065 (73.1%)
昨年よりも要する時間が減った	182 (0.9%)	83 (0.8%)	21 (0.5%)	0 (0.0%)	286 (0.8%)
昨年と変わらぬ	5,405 (27.6%)	2,267 (22.6%)	1,240 (27.0%)	14 (26.4%)	8,926 (26.0%)
合計	19,612 (100.0%)	10,015 (100.0%)	4,597 (100.0%)	53 (100.0%)	34,277 (100.0%)

※（ ）内は、該当者数÷各学校種の合計（回答のあった学校のみ）（小数点第二位で四捨五入）



平成28年度児童生徒等の健康診断の実態状況調査（報告）

⑤問2④のうち、専門医等で受診し、学業に支障がある疾病・異常が認められた人数

専門医等で受診し、学業に支障がある疾病・異常が認められた人数	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
児童生徒数	6,533 (0.10%)	6,033 (0.18%)	1,519 (0.05%)	11 (0.03%)	14,096 (0.11%)

・項目別人数

項目	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
脚むねに関する項目	4,896 (0.08%)	3,797 (0.11%)	874 (0.03%)	4 (0.01%)	9,571 (0.07%)
腰に関する項目	404 (0.01%)	849 (0.03%)	327 (0.01%)	1 (0.00%)	1,581 (0.01%)
上肢に関する項目	214 (0.00%)	218 (0.01%)	78 (0.00%)	1 (0.00%)	511 (0.00%)
下肢に関する項目	673 (0.01%)	960 (0.03%)	208 (0.01%)	4 (0.01%)	1,845 (0.01%)
片脚立ちに関する項目	131 (0.00%)	38 (0.00%)	13 (0.00%)	0 (0.00%)	182 (0.00%)
しゃがみ込みに関する項目	476 (0.01%)	516 (0.02%)	96 (0.00%)	0 (0.00%)	1,088 (0.01%)
その他	671 (0.01%)	1,732 (0.05%)	1,688 (0.05%)	1 (0.00%)	4,092 (0.03%)

※（ ）内は、該当者数÷調査実施児童生徒数（小数点第二位で四捨五入）（単位：人）



平成28年度児童生徒等の健康診断の実態状況調査（報告）

質問3 ①子供の成長の評価のため、成長曲線を活用していますか。

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
活用している	16,043 (81.7%)	7,086 (70.7%)	1,127 (24.5%)	26 (50.0%)	24,282 (70.8%)
活用していない	3,600 (18.3%)	2,936 (29.3%)	3,467 (75.5%)	26 (50.0%)	10,029 (29.2%)
合計	19,643 (100%)	10,022 (100%)	4,594 (100%)	52 (100%)	34,311 (100%)

②問①で成長曲線を活用している場合にどの方法を用いていますか。

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	合計
子供の健康管理プログラム（マニアル付録）	7,157	3,429	493	12	11,091
子供の健康管理プログラム（マニアル付録）以外のプログラム	6,375	2,602	354	8	9,339
手書き	2,806	1,218	300	6	4,330

※（ ）内は、該当者数÷各学校種の合計（回答のあった学校のみ）（小数点第二位で四捨五入）



学校保健法施行規則の一部改正等について（通知）（抄）

14文科ス第489号
平成14年3月29日
文部科学省スポーツ・青少年局長

第1 学校保健法施行規則の一部改正について
第2 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断
(1) 色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を営むことが可能であることが明らかになってきていること、これまで、色覚異常を有する児童生徒への配慮を指導してきていることを考慮し、色覚の検査を必須の項目から削除した。

第4 色覚の検査の必須項目からの削除に伴う留意事項について
1 色覚の検査
(1) 今後、学校医による健康相談において、色覚に不安を感じる児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること。
(2) 定期の健康診断の際に、必須項目を加えて色覚の検査を実施する場合には、児童生徒及び保護者の事前の同意を必要とする。
(3) 今後、色覚異常検査表など検査に必要な備品を学校に備えておく必要があること。

2 学校における色覚異常を有する児童生徒への配慮
(1) 教職員は、色覚異常について正確な知識を持ち、常に色覚異常を有する児童生徒がいることを意識して、色による識別に頼った表示方法をしないなど、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行う必要があること。

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT)

https://www.nies.go.jp/bog/2000/05/c2_h14029_01.html

学校における色覚に関する資料

平成28年3月

学校における色覚に関する資料

各府県知事 日本学校保健会

リテラシー検査機

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT)

四肢の検査のポイント

四肢の検査の目的は？
他の健康診断の検査項目と同様に、
① スケールアップ（卒業・労働前など、今後の発病・変病がないかどうかを調べる）
② 健康教育（健康診断を認識し、生活の健康の維持増進に役立てる）
③ 2025年目的として四肢の検査を行います。

なぜ四肢の検査をするの？
現代の子供たちには
① 運動不足の問題
② 運動不足に伴って起こる様々な問題が増加していること
③ 運動不足に伴って起こる様々な問題が増加していること
④ 運動不足に伴って起こる様々な問題が増加していること
⑤ 運動不足に伴って起こる様々な問題が増加していること
⑥ 運動不足に伴って起こる様々な問題が増加していること

なぜ四肢の検査をしなさいの？
① 家庭での観察
家族での観察を促す。健康診断表を記入し、医師の見方、家族が一層に健康について考える機会となります。
② 学校での観察
提出された健康診断表を見て、担任・保健指導者が児童生徒の健康状態について確認し、必要に応じて個別に指導を行います。
③ 医師による観察
医師による観察は、医師が健康診断表を見て、児童生徒の健康状態を確認し、必要に応じて個別に指導を行います。

文部科学省 H29.2

学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）（抄）

26文科ス第96号
平成26年4月30日
文部科学省スポーツ・青少年局長

【4】その他健康診断の実施に係る留意事項
2 色覚の検査について
学校における色覚の検査については、平成15年度より児童生徒等の健康診断の必須項目から削除し、希望者に対して個別に実施するものとしたところであるが、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らず卒業を迎え、就職に当たって初めて色覚による就業規制に直面するという実態の報告や、保護者等に対して色覚異常及び色覚の検査に関する基本的事項についての周知が十分に行われていないのではないかという指摘もある。

このため、平成14年3月29日付け13文科ス第489号の趣旨を十分に踏まえ、1. 学校医による健康相談において、児童生徒や保護者の事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること、2. 教職員が、色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう取組むこと等を推進すること。特に、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利を受けるといけないよう、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要があること。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1347724.htm

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT)

就学時の健康診断

就学時の健康診断は、市町村教育委員会が学齢簿を作成し、入学通知を行う就学事務の一環として、就学予定者の心身の状況を把握し、保健上必要な勧告、助言を行うとともに、適正な就学を図るために実施されるもの

学校保健安全法

(就学時の健康診断)

第十一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たつて、その健康診断を行わなければならない。

第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

就学時の健康診断マニュアルの改訂について

教育再生実行会議第9次提言（平成28年5月）（一部抜粋）

〔早期発見・早期対応の仕組みづくり〕

○ 発達障害を早期に発見し適切な支援につなげるため、国、地方公共団体は、1歳6か月児健診、3歳児健診の結果が就学時健診や就学中の健診にも引き継がれ活用されるよう促す。就学時健診や就学中の健診において、最新の科学的知見に基づき、発達障害を含む個々の障害の特性に対応した的確な検査がなされるよう、発達障害の特性を踏まえた視点を健診時の問診票や面接実施要領等に明確に位置付けるとともに、マニュアルの見直しや先進事例の周知を行う。さらに、健診の結果等を踏まえ、早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関や地域等との連絡調整、情報収集等を行う職員のみならず、地方公共団体への配置を充実する。

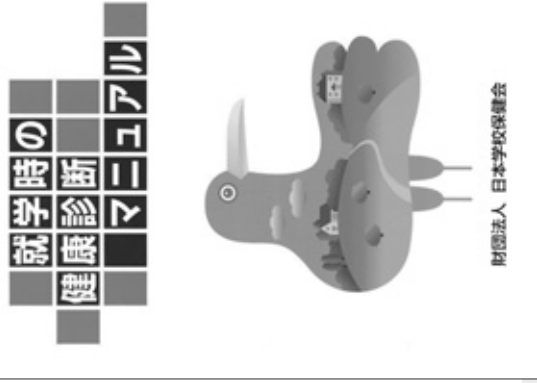
発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果（勧告）に基づく対応について

<文部科学省 事務連絡 平成29年6月>

1 発達障害児の早期発見の重要性について

発達障害等の早期発見・早期支援の重要性については、「発達障害のある児童生徒等への支援について」（平成17年4月1日付け25文科初第756号）等において周知してきたとおりであるが、今回の行政評価・監視の結果においては、一部の教育委員会において、発達障害が疑われる児童を発見する取組を行っていない例がある指摘があったところである。各教育委員会においては、乳幼児健診をはじめ、保健、医療、福祉等の部局と連携を図りながら、就学時健診や日々の行動観察において発達障害の早期発見に十分留意し、早期支援に努めること。

なお、就学時健診における具体的に取組方法や、日々の行動観察に当たつての着眼点や項目を共通化した資料を今後示す予定であること。（略）



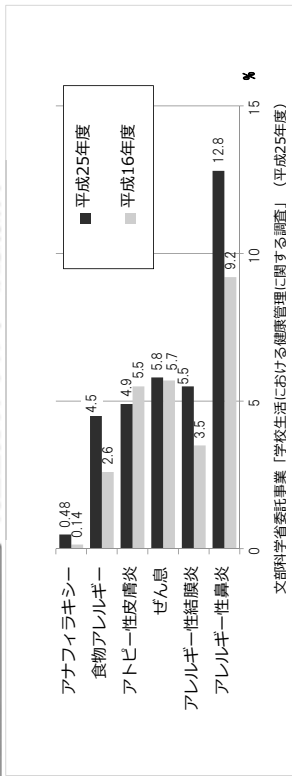
平成14年3月
日本学校保健会

※視力は、
平成24年10月11日改訂

今年度中に改訂

アレルギー対応

児童生徒のアレルギー疾患有病率



- ・ アレルギー疾患は決して珍しい疾患ではなく、学校には各種のアレルギー疾患の子供が多数在籍している
- ・ 学校で給食を食べたとき、突然症状が現れる子供がいる
- ・ 症状が急速に変化し、重篤な症状に至ることもある

➡ 正しい知識と適切な対応を身に付ける必要がある

～児童生徒が安心して学校生活を送るためには、
全ての学校で取組が必要～

アレルギー政策の動向

- 平成26年6月27日
アレルギー疾患対策基本法成立
- 平成27年12月25日
同法施行
- 平成28年2月～
アレルギー疾患対策推進協議会
- 平成29年3月21日
アレルギー疾患対策基本指針策定

アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月25日施行）

対象疾患：気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー、等

※上記の疾患以外に応じて政令で定められているが、現状、他の疾患は定められていない。

基本理念

- ① 総合的な施策の実施により生活環境の改善を図ること。
- ② 居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること。
- ③ 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること。
- ④ アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること。

アレルギー疾患対策基本指針

- アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が基本指針を策定
- ・ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項
- ・ アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項
- ・ アレルギー疾患医療を推進する体制の確保に関する事項
- ・ アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項
- ・ その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

厚生労働省

アレルギー疾患対策推進協議会

- ・ 「アレルギー疾患対策基本指針」の策定・変更に当たって意見を述べる
- ・ 委員は、厚生労働大臣が任命

- （委員）
- ・ 患者及びその代表者
- ・ アレルギー疾患医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

※ 協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で規定

学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱

- **アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有**
 - ・ 「ガイドライン」、特に「学校生活管理指導表（医師の診断）」活用の徹底
- **日常の取組と事故予防**
 - ・ 学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組
 - ・ 組織対応による事故予防
- **緊急時の対応**
 - ・ 研修会・訓練等の実施
 - ・ 体制の整備



文部科学省照会文

厚生労働省医政局医事課長 殿
25ｽｽ学健第17号
平成25年11月13日
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
大路正浩

医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。

記

学校現場等で児童生徒がアフラキシン・ジソックに陥り生命が危険な状態である場合に、救命の現場に居合わせた教職員が自己注射薬（「Eピペン（登録商標）」を自ら注射ができない本人に代わって注射する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、公益財団法人日本学校保健会発行、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月31日）において示している内容に即して教職員が注射を行うものであれば、医師法違反とはならないと解釈しよう。

厚生労働省回答文

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 殿
医政医務1127第1号
平成25年11月27日
厚生労働省医政局医事課長

医師法第17条の解釈について（回答）

平成25年11月13日付25ｽｽ学健第17号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。33

記

貴見のとおり。



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY, JAPAN

脳脊髄液減少症

スポーツ外傷等の後に、脳脊髄液が漏れ出し減少することによって、起立性頭痛などの頭痛、頸部痛、めまい、倦怠、不眠、記憶障害など様々な症状を呈する。

各学校での対応

- 事故が発生した後、児童生徒等に頭痛やめまい等の症状が見られる場合には、安静を保ちつつ医療機関で受診をさせたり、保護者に連絡して医療機関の受診を促すなどの適切な対応が行われるようにする。
- 事故後の後遺症として、通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらずまわりの人から単に怠慢である等の批判を受け、十分な理解を得られなかったことなどの事例がある。
- 教職員等の脳脊髄液減少症に関する理解を深めるとともに、必要に応じ、養護教諭を含む教職員等が連携しつつ、個々の児童生徒等の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切に配慮する。

平成28年4月1日から、硬膜外自家血注入療法、いわゆるブラッドパッチ療法が保険適用
※学校の管理下における負傷による当該症状の治療で、保険診療の対象となるものについては、独立行政法人スポーツ振興センターが実施する災害給付の対象になる。

学校における
アレルギーに対する
取組のゴールとは



全ての
児童生徒等が
安心して学校生活を
送ること

緊急時の速やかな対応

アレルギー症状を出さない
ための環境づくり

各種研修の実施

関係者間での情報共有

関係者間での連携体制づくり

アレルギー疾患の理解



子宮頸がん予防ワクチンについて

【経緯】

- ・平成25年度から予防接種法に基づく定期摂取の対象として実施
- ・子宮頸がん予防ワクチンの接種後の様々な症状が副反応として報告
- ・厚生労働省の検討会議の結果、一時的に積極的な摂取勧奨の差控え
(平成25年6月28日)
- ・「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び質疑応答について」
(平成25年9月)
- ・子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒への適切な対応について(平成25年9月3日付け事務連絡)
- ・ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談・支援体制の充実について(平成27年9月30日)



- ・個々の生徒の心身の状態に応じ、学校生活の様々な面で適切な配慮
- ・「病気療養児に対する教育の充実について」(平成25年3月4日付通知)の周知等

てんかん発作時の坐薬挿入について

文部科学省事務連絡平成28年2月29日<一部抜粋>

学校現場で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たさず場合には医師法違反とはならない。

- ①当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で支持を受けていること。
- ・学校においてやむを得ず坐薬を使用すると認められる児童生徒であること
- ・坐薬の使用の際の留意事項
- ②当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には、当該児童生徒に坐薬を使用することについて、具体的に依頼(医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。)していること。
- ③当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
- ・当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であること
- ・当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用すること
- ・坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ・衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診させること。

【経緯】

平成25年度から予防接種法に基づく定期接種の対象として実施
 子宮頸がん予防ワクチンの接種後の様々な症状が副反応として報告
 厚生労働省の検討会議の結果、一時的に積極的な摂取勧奨の差控え
 (平成25年6月28日)
 「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び質疑応答について」
 (平成25年9月)
 子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒への適切な対応について(平成25年9月3日付け事務連絡)
 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談・支援体制の充実について(平成27年9月30日)

【経緯】

文部科学省事務連絡平成28年2月29日<一部抜粋>

学校現場で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たさず場合には医師法違反とはならない。

- ①当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で支持を受けていること。
- ・学校においてやむを得ず坐薬を使用すると認められる児童生徒であること
- ・坐薬の使用の際の留意事項
- ②当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には、当該児童生徒に坐薬を使用することについて、具体的に依頼(医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。)していること。
- ③当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
- ・当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であること
- ・当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用すること
- ・坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ・衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診させること。

【経緯】

平成25年度から予防接種法に基づく定期接種の対象として実施
 子宮頸がん予防ワクチンの接種後の様々な症状が副反応として報告
 厚生労働省の検討会議の結果、一時的に積極的な摂取勧奨の差控え
 (平成25年6月28日)
 「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び質疑応答について」
 (平成25年9月)
 子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒への適切な対応について(平成25年9月3日付け事務連絡)
 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談・支援体制の充実について(平成27年9月30日)

【経緯】

文部科学省事務連絡平成28年2月29日<一部抜粋>

学校現場で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たさず場合には医師法違反とはならない。

- ①当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で支持を受けていること。
- ・学校においてやむを得ず坐薬を使用すると認められる児童生徒であること
- ・坐薬の使用の際の留意事項
- ②当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には、当該児童生徒に坐薬を使用することについて、具体的に依頼(医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。)していること。
- ③当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
- ・当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であること
- ・当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用すること
- ・坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ・衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診させること。

教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引(平成23年8月)

健康相談及び保健指導の基本的理解、心身の健康問題の把握方法、子どもや保護者等への指導内容、学校内外との連携方法などについて、健康相談及び保健指導事例を通して理解が深められるように構成

文部科学省ホームページ

中教審3つの答申 (H27.12.21)

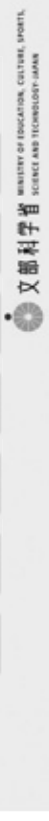
教育改革⇒資質向上

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
 学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて
 学校の組織運営改革⇒チーム学校

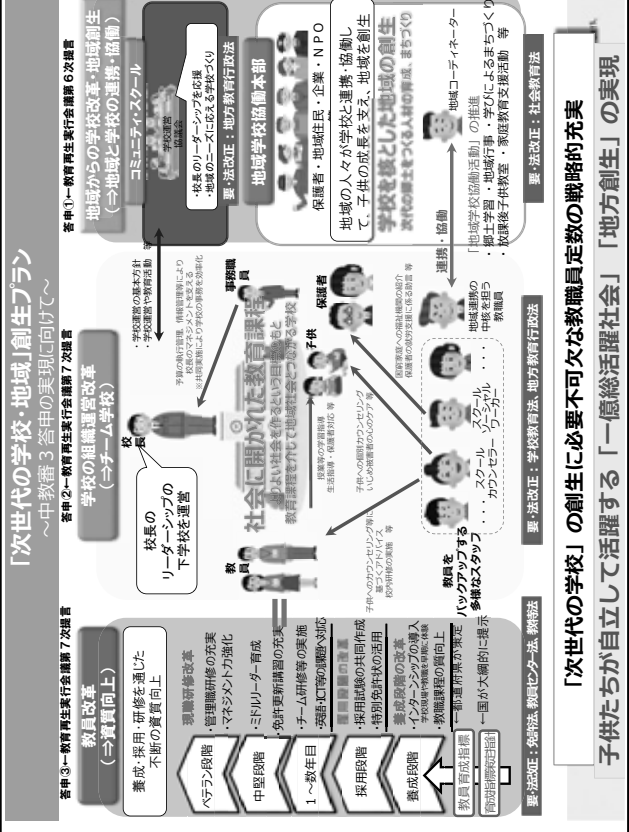
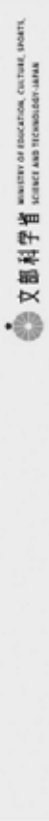
チームとしての学校の在り方と 今後の改善方策について

地域からの学校改革・地域創生 ⇒ 学校と地域の連携・協働

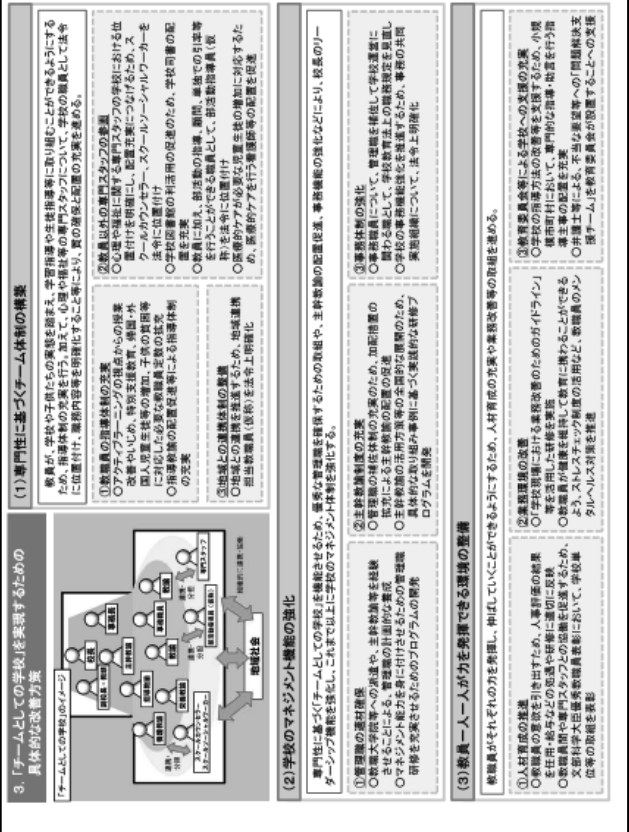
新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について



2 「現代的健康課題を抱える 子供たちへの支援」



「次世代の学校」の創生に必要な教職員定数の戦略的充実
 子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現



中央教育審議会答申（平成27年12月）

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（抄）

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策
(1) 専門性に基づいたチーム体制の構築

① 教職員の指導体制の充実

ウ 養護教諭

(現状)

養護教諭は、児童生徒等の「養護をつかさどる」教員（学校教育法第37条第12項等）として、児童生徒等の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、心身の健康に問題を持つ児童生徒等の指導に当たるとともに、健康な児童生徒等についても健康の増進に関する指導を行うこととされている。また、養護教諭は、児童生徒等の身体的不調の背景に、いじめや虐待などの問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあることから、近年、児童生徒等の健康相談においても重要な役割を担っている。

特に、養護教諭は、主として保健室において、教諭とは異なる専門性に基づき、心身の健康に問題を持つ児童生徒等に対して指導を行っており、健康面だけでなく生徒指導面でも大きな役割を担っている。

養護教諭は、学校保健活動の中心となる保健室を運営し、専門家や専門機関との連携のコーディネーター的な役割を担っており、例えば、健康診断・健康相談については、学校医や学校歯科医と、学校環境衛生に関しては学校薬剤師との調整も行っているところである。

さらに、心身の健康問題のうち、食に関する指導に係るものについては、栄養教諭や学校栄養職員と連携をとって、解決に取り組んできているところである。

このように、養護教諭は、児童生徒等の健康問題について、関係職員の連携体制の中心を担っている。

現代的健康課題を抱える子供たちへの支援【概要】
～養護教諭の役割を中心として～

趣旨

児童生徒が抱える様々な現代的健康課題について、養護教諭に期待される役割と、養護教諭のみならず管理職や学級担任等の全ての教職員が、学校医、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフとも連携した取組を示す参考資料として本冊子を作成。

現代的健康課題を抱える子供たちへの支援
～養護教諭の役割を中心として～



平成28年度「これからの養護教諭・栄養教諭の在り方に関する検討会」で検討

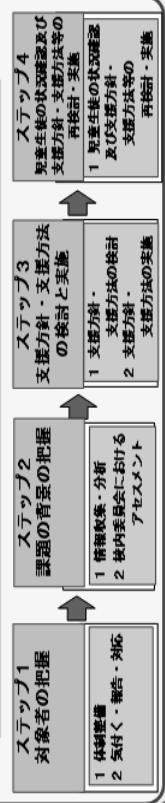
第1章 児童生徒の心身の健康の保持増進に向けた取組

児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力の育成

- 心身の健康に関する知識・技能
- 自己有用感・自己肯定感(自尊感情)
- 自ら意思決定・行動選択する力
- 他者と関わる力

第2章 学校における児童生徒の課題解決の基本的な進め方

様々な健康課題を抱える児童生徒の支援における4つのステップ



第3章 自己点検

学校として、第1章、第2章の取組を適切に実施できたか自己点検を実施

【自己点検項目の設定】 → 【自己点検の実施】 → 【改善】

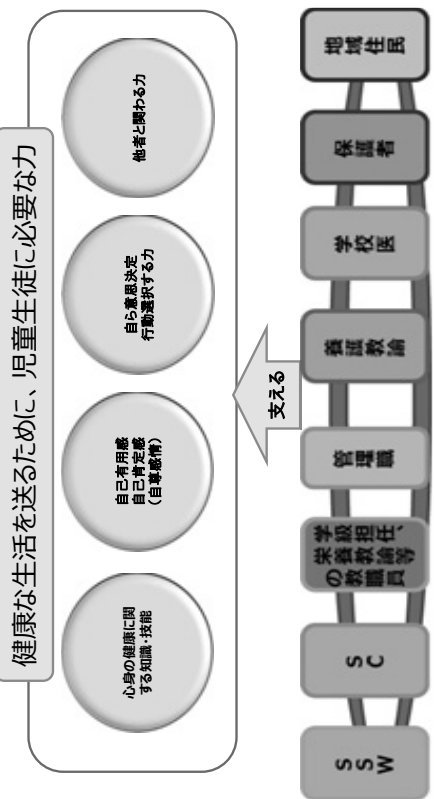
自己点検結果は学校の実情に応じ、学校評価の基礎資料として活用し、自己点検結果を学校評価につなげることが望ましい。

第1章 児童生徒の心身の健康の保持増進に向けた取組

基本的な考え方

養護教諭は、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するために、教職員や家庭・地域と連携しつつ、日常的に「心身の健康に関する知識・技能」「自己有用感・自己肯定感（自尊感情）」「自ら意思決定・行動選択する力」「他者と関わる力」を育成する取組を実施する。

第1章 児童生徒の心身の健康の 保持増進に向けた取組



※児童生徒を支えるために適切に連携し、それぞれの役割を果たすことが重要

心身の健康の保持増進を教育活動の基礎とすることにより、児童生徒が安心して生活を送ることができる。

第2章 学校における児童生徒の 課題解決の基本的な進め方

第2章 学校における児童生徒の課題解決の基本的な進め方

対象者の把握

ステップ1

1 体制整備

養護教諭は、関係機関との連携のための窓口として、コーディネーター的な役割を果たしていくことが重要である。

2 発見・報告・対応

養護教諭は、日頃の状況などを把握し、児童生徒等の変化に気付いたら、管理職や学級担任等と情報を共有するとともに、他の教職員や児童生徒、保護者、学校医等からの情報も収集する。児童生徒の健康課題が明確なものについては、速やかに対応する。

ステップ2

課題の背景の把握

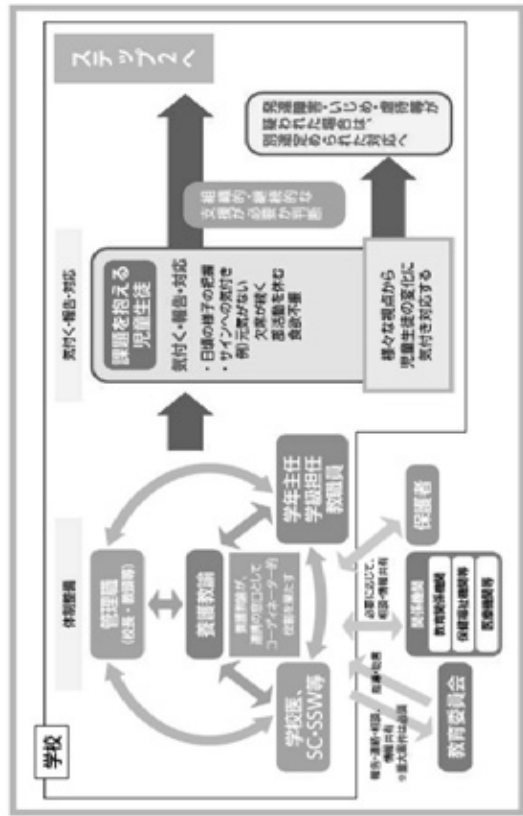
1 情報収集・分析

養護教諭は、収集・発現した情報を基に専門性を生かしながら、課題の背景について分析を行い、校内委員会に報告する。

2 校内委員会におけるアセスメント

養護教諭は、校内委員会のまとめ役を担当する教職員を補佐するとともに、児童生徒の課題の背景について組織で把握する際、専門性を生かし、意見を述べる。

ステップ1 対象者の把握



ステップ3

支援方針・支援方法の検討、実施

1 支援方針・支援方法の検討

養護教諭は、健康面の支援については専門性を生かし、具体的な手法や長期目標・短期目標等について助言する。

2 支援方針・支援方法の実施

養護教諭は、課題のある児童生徒の心身の状態を把握し、必要に応じ、健康相談や保健指導を行う。

ステップ4

児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施

児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施

養護教諭は、これまでの支援に基づく実施状況等について、児童生徒の課題が正確であったか、その他の原因は考えられないかなど、情報収集及び分析を行い、支援方針・支援方法を再検討するに当たり、児童生徒にとって有効なものになるか、専門性を生かし助言する。

ステップ1

対象者の把握

体制整備

心身の健康の保持増進に関して、課題を抱えた児童生徒を学校で確実に把握するため、養護教諭が中心となり、児童生徒の健康観察で把握しなればならない基本的な項目について、全教職員及び保護者に対して、周知するとともに、学校内及び地域の関係機関との連携について、学校として体制を整備しておく。

学校における 子供の心のケア

— サインを関連させて読むために —



平成28年度
文部科学省

保護者用 子供の心のケアのために

子供の健康を重視し、発達障害や学習障害、情緒障害による不登校や不登校、いじめやいじめの被害を受けた児童生徒の心のケアを支援するため、本資料を作成しました。

一緒に子ども達の子供の言動に気を配りましょう

児童生徒の言動には、様々な理由が隠れている場合があります。



子供たちは家庭と学校とで異なる環境に暮らしていることが多く、原因は異なる場合があります。

ステップ1 対象者の把握

気付く・報告・対応

児童生徒の健康課題の早期発見・早期対応は、問題の深刻化を防止するとともに、スムーズな解決にもつながる。

<留意点>

- 全ての教職員は、緊急時に状況の判断と働きかけを適切に行うことができるよう、日頃の児童生徒をよく観察し、関わりを持っておく。
- 養護教諭や学級担任は、児童生徒の状況を必ず記録に残し、学年の移行期には確実に引き継ぎを行う。また、校中間連携で得た情報についても組織で共有する。なお、引き継ぎについては、本人・保護者の同意を得ることが原則である。引き継ぎを望まない場合であっても、その理由を聞きつつ引き継ぐことの利点やどのような内容であれば可能かについて、話し合うなど丁寧に対応することが求められる。

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

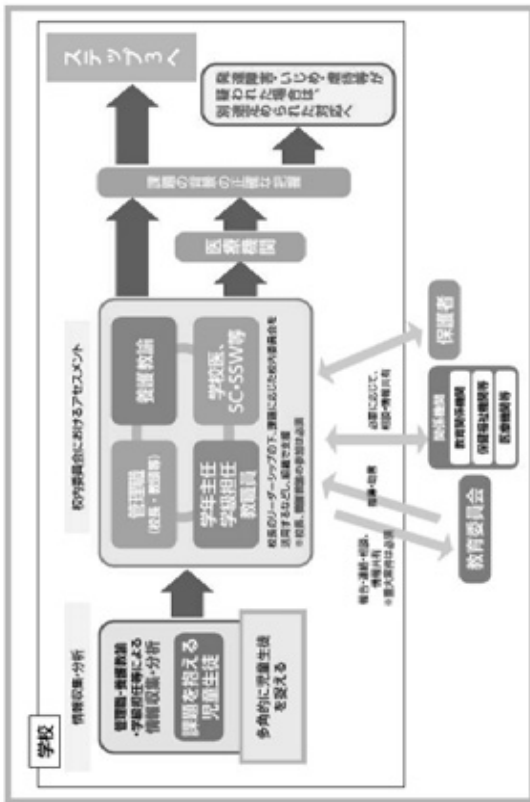
<留意点>

- 児童生徒は、自分の気持ちを言葉ではなく、頭痛や腹痛などの身体症状や行動等で表すことが少なくない。
- いじめられている等の悩みを抱える児童生徒は、周りに打ち明けられないことや、相談しないことがある。
- 先入観にとらわれず、様々な視点から子供を観察し、「無理をしていないか」などと声をかけをする配慮が大切である。

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

ステップ2

課題の背景の把握



ステップ2

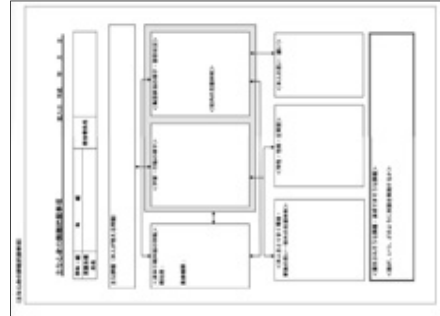
課題の背景の把握

情報収集・分析

ステップ1で学校全体による継続的な支援が必要と判断された児童生徒について、適切な指導方針・支援方法を検討するため、課題の背景をより詳細に把握することが重要である。児童生徒に関わる学級担任や養護教諭、管理職、専門スタッフは、様々な方法で情報収集に努めるとともに、その情報をそれぞれの立場から分析する。

<留意点>

- ・「身体や精神面の特徴」「学習・行動の様子」「本人を取り巻く環境・家族の思い」等、アセスメントに必要な項目について、漏れがないように注意！
- ・関係機関等に情報を求める場合、学校として情報提供を求めるときを基本とし、校内委員会で内容を検討する。



ステップ2

課題の背景の把握

校内委員会におけるアセスメント

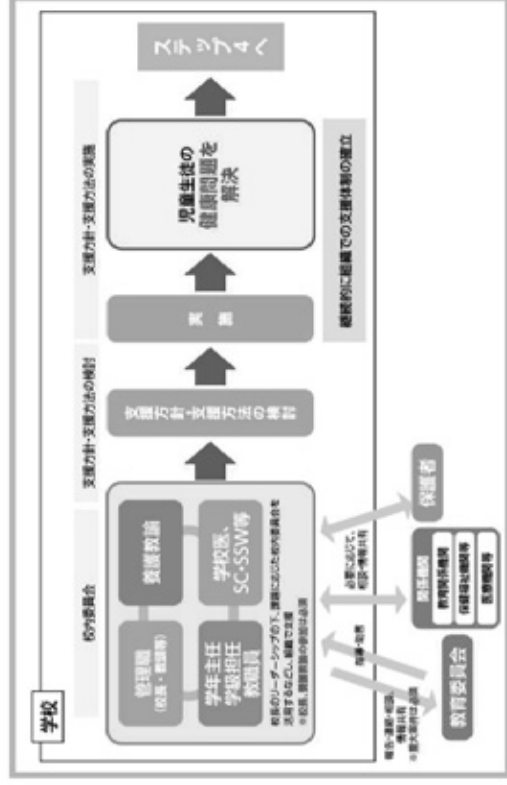
- ・管理職や学級担任、養護教諭等の関係教職員が参加する校内委員会を開催する。
- ・校長のリーダーシップの下、教職員等が収集・分析した児童生徒に係る情報を集約し、児童生徒の健康課題の背景を正確に把握する。
- ・児童生徒の健康課題の背景を踏まえて、次の方向性を校内委員会において検討する。

＜留意点＞

- ・児童生徒の訴えに対しては、病
気や障害があるかないか、確か
めることが大切である。
- ・最初から心の問題と決めつけ
ることがないようにする。
- ・児童生徒の課題の背景は、複
数の要因が複雑に絡んでいるこ
とがある。
- ・同じような行動でも、理由や背
景によって必要とされる支援や
支援方法が異なることを常に意
識する。

ステップ3

支援方針・支援方法の検討と実施



ステップ3

支援方針・支援方法の検討と実施

支援方針・支援方法の検討

- ・校内委員会において、児童生徒の健康課題
の状況を踏まえ、校長のリーダーシップの下、
児童生徒の支援方針・支援方法を検討する。
- ・長期目標、短期目標を設定し、具体的にどの
ような方法で、だれが、どこで、何を実施するか
等を決定するとともに、全職員で共通理解を図
る。

＜留意点＞

- ・学級担任が一人で抱え込まないように、課題ごとに決め
た担当教職員や学年主任、養護教諭等が支援に協
力する。
- ・保護者への説明が必要な場合は、学級担任だけに任
せるのではなく、必要に応じ、管理職や養護教諭、学
年主任などと協力する。
- ・組織で支援することを意識し、それぞれの役割を明確に
する。
- ・校内だけで解決することに固執せず児童生徒の課題を
解決することを第一の目標とする。
(関係機関等との連携)

<留意点>

・児童生徒理解・教育支援シートは不登校支援のために作成されたシートであるが、課題に対して、学校組織としてプランニングするに当たりの活用することもある。



<留意点>

- ・各担当者が、支援方針・支援方法を実施するに当たり、困難や迷いが生じた場合は、管理職や課題ごとに決めた担当教職員、学年主任、養護教諭等と相談するとともに、必要に応じて校内委員会を開催する。
- ・教職員が判断に迷うときは、学校医、学校歯科医、学校薬剤師やSC・SSWの助言を求める。
- ・周囲の児童生徒への配慮が必要な場合には、教職員が共通認識を持つて対応する。

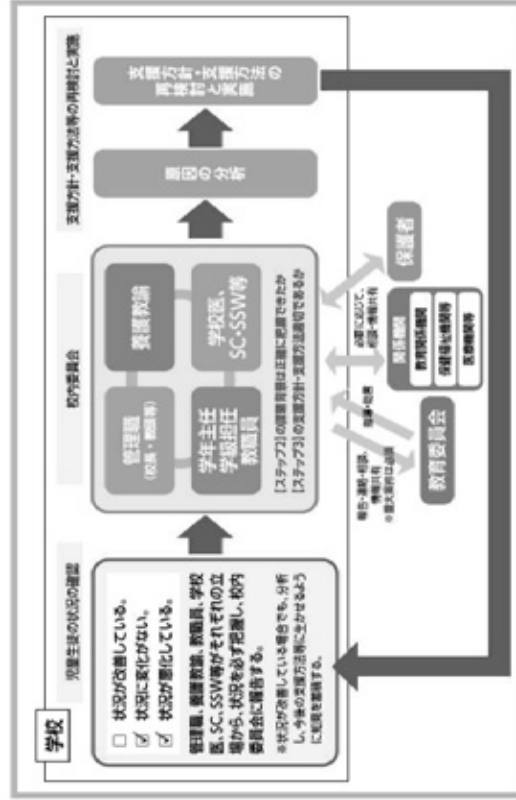
ステップ3 支援方針・支援方法の検討と実施

支援方針・支援方法の実施

- ・校内委員会で決定した児童生徒の支援方針・支援方法に基づき、それぞれが担うべき役割を適切に実施するとともに、児童生徒の課題の状況を丁寧に把握する。
- ・児童生徒の状況に変化が見られれば、速やかに全校教職員等で情報共有するとともに、必要に応じて支援方針・支援方法の見直しを行う。

ステップ4

支援方針・支援方法の検討と実施



ステップ4

児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施

児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施

- ・児童生徒の状況の変化について、それぞれの立場から正確に把握し、支援後、状況に変化がない、悪化している場合については、原因を分析し、支援を見直して実施する。
- ・改善している場合においても、その理由等を確認し、知見を蓄積していくことが他の児童生徒への支援等で生きてくる。

<留意点>

- ・必ず、支援前と支援後の児童生徒の状況の変化について、時系列等で把握する。
- ・改善している場合でも、時点だけで見るのではなく、経過等を必ず確認するなど、継続的に児童生徒の状態を確認する必要がある。

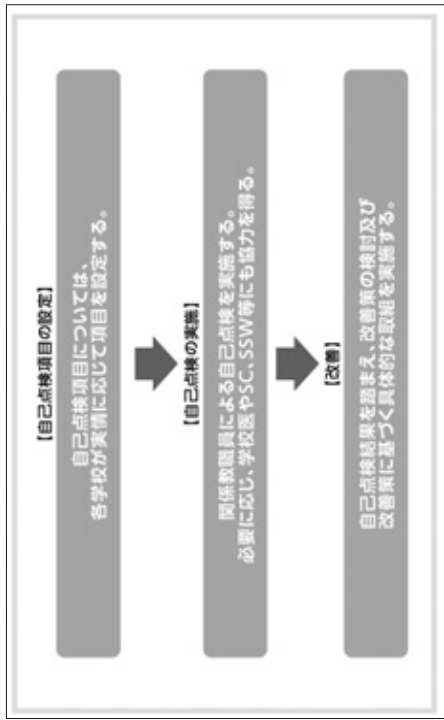
第3章 自己点検

第3章 自己点検

基本的な考え方

- ・ステップ1～4までの取組を適切に実施できたか。
 - ・実施に当たり校内の教職員が有機的に連携できたか。
 - ・適切に関係機関と連携できたか。
などを自己点検し、改善につなげていくことが重要
- ※校長のリーダーシップの下、学校医やSC、SSWにも協力を得ながら、関係教職員等が自己点検を実施し、その結果を踏まえて、学校の取組の改善を行う。

自己点検等の流れ



※自己点検結果は、学校の実情に応じ、学校評価(自己評価・学校関係者評価・第三者評価)の基礎資料として活用することが可能である。

自己点検項目例

項目	評価	備考
1. 自己点検項目の設定	1 3 3 4	
2. 自己点検の実施	1 3 3 4	
3. 改善	1 3 3 4	

項目	評価	備考
1. 自己点検項目の設定	1 3 3 4	
2. 自己点検の実施	1 3 3 4	
3. 改善	1 3 3 4	

ご清聴ありがとうございました。



I—3 総会議事録

日時：平成 30 年 9 月 7 日（金）10:00~11:16

1. 開会

遠藤副会長より、131 大学（8 月 31 日現在）中、出席 95、委任状 23 であり、会則第 9 条 3 による規程（総会は、会員大学の過半数の出席および委任状により成立する）に基づき総会は成立していることが報告され、開会が宣言された。

2. 会長挨拶

荒木田美香子会長より、はじめに挨拶があった。昨日（9/6）は北海道で早朝に地震があり、その前にも関西では台風による水害があるなど、今年度も多くの災害が起こっているなかで多くの会員に参加してもらい感謝する。本会は、昨年度から会費を 30,000 円に値上げしたことでやっと黒字会計に転じた。会員校から得た会費は適切な管理のもと大切に使用させていただく。会員校も増え（8 月 31 日現在 131 校、さらに参加校 1 校増える予定、養護教諭養成大学 96.4%が加入）、養護教諭養成の課程認定を受けている大学のほとんどが参加している状況である。2018 年度から新たな役員体制となり、会長は荒木田美香子（国際医療福祉大学）、副会長は遠藤伸子（女子栄養大学）、高橋浩之（千葉大学）、総務は津島ひろ江（関西福祉大学）、会計は下村淳子（愛知学院大学）、庶務は鎌塚優子（静岡大学）、広報・渉外委員会は池添志乃（高知県立大学）、竹鼻ゆかり（東京学芸大学）、カリキュラム・養成制度検討委員会は大川尚子（関西福祉科学大学）、FD 検討委員会は松枝睦美（岡山大学）が役員として担当する。今年度から教育課程（カリキュラム）・養成制度検討委員会は「養護教諭養成のモデル・コア・カリキュラム」、FD 検討委員会では「実践力を高めるシミュレーション演習の進め方」をテーマに 3 年間取り組んでいく予定である。本会は、様々な学問的背景を持つ大学が参加して、養護教諭の基礎教育の向上と力量を備えた養護教諭の排出に貢献することを志向する団体である。今後とも会員の意見を反映させながら充実した活動の展開を進めていきたい。

3. 議長選出

会場から「司会者一任」の発声があり、大野泰子（鈴鹿大学）、河田史宝（金沢大学）が指名された。

4. 議事（審議並びに報告）

（1）2017 年度事業（資料 1）報告

荒木田会長より資料 1 に基づいて報告があった。

（2）2017 年度決算報告（資料 2）審議

下村理事より資料 2 に基づいて報告があった。

（3）2017 年度監査報告（資料 3）審議

大嶺監査委員より 2017 年度監査報告があった。

※2017年度決算報告及び監査報告について、賛成多数により承認された。

(4) 2018年度事業（中間）報告（資料4）

荒木田会長より資料4に基づいて2018年度事業について中間報告があった。

修正事項：5ページ右上に四角で囲まれた部分に資料4 2017年度事業（中間）報告書となっているが2018年度に訂正する。

追加説明：昨日（9/6）実施の養成セミナーには114名、情報交換会は70名の参加があったこと、常設委員会として3つの委員会の活動を展開していること、入退会状況として入会が3大学あること、養護教諭関係団体への活動の一環として、保健師免許を基礎資格とした養護教諭2種免許の取得・申請に関する要望書を出したことについて説明があった。要望書を出すに当たり、Web調査で会員校に意見（42校から回答あり）を募ったが、その経緯についての説明があった。

<質疑応答>

質問：色々な要望をしていく上で関係団体が一つになって養護教諭関係団体連絡会として活動し始めたのに、保健師養成に関する要望を本会が単独で出すこと、養護教諭養成の団体なのに、保健師教育を充実させることに意見を出すことについて疑問があるとの意見があった。

回答：意見に対して荒木田会長より回答と報告があった。本会としては独自性があるもので、連絡会とは緩やかな連携となっている。本会独自に意見を出すことに何ら問題はないと考えている。要望書への意見については42校から回答を得た。当初は学校保健実習1単位の確保を要望事項1としていたが、賛成は65%で、反対12校、意見なし3校という結果であった。反対の理由として実習1単位ではなく4単位にすべき、保健師資格を基礎資格とする制度自体を廃止すべき、実習1単位を明記すると看護師系大学で保健師免許を出している大学は実習先の確保に困るといった意見があった。それぞれの意向をくんで、実習1単位とは明記せず、養護教諭2種免許に相当する教育の充実を図るよう要望した。要望事項2として、学校実習1単位の要件を満たす環境整備を要望することにしてはいたが、こちらにも反対意見が9件あった。全員が学校での実習を行うことは困難、学校には保健師課程の実習を受け入れるレディネスがないとの意見があり、こちらも最終的に養護教諭養成のための環境調整を図ってほしいとの要望に留めた。賛成、反対それぞれの立場や状況を汲みつつ、養護教諭の免許を出す以上しっかりした教育をできるようにしたいという意志は皆一致するものなのでそうなるように要望をまとめた。

(5) 2018年度修正予算（案）（資料5）

下村理事より資料5に基づいて2017年度の修正予算（案）について、説明があった。支出の部について、セミナー費を170,000円増額しているが、これは昨年度まで参加費を会員から支払ってもらっていたが会計から支出することができるようになったためである。委員会活動費は200,000円増額し、内訳は教育課程（カリキュラム）・養成制度検討委員会400,000円、FD検討委員会300,000円、広報・渉外委員会100,000円で考えている。今年度は選挙がないが今後の積み立てとして選挙管理費で10,000円計上している。渉外・広報費はHPの維持管理費である。事務局経費として50,000円増額しているが、これは事務局の移転に伴うものである。

修正事項：「2.支出の部」が抜けているので、追記する。

※投票の結果、賛成 95、委任状 23、反対 0 で、2018 年度修正予算案は承認された。

(6) 2019 年度事業計画 (案) (資料 6)

荒木田会長より資料 6 に基づいて説明があった。教育課程 (カリキュラム)・養成制度討委員会は、「養護教諭養成のモデル・コア・カリキュラム」、FD 検討委員会は「シミュレーション教育」について検討する予定である。広報・渉外委員会については、HP のリニューアルに伴い、掲載できる情報の容量が大きくなったので、十周年記念誌や活動報告書、ニューズレター、総会やセミナー、フォーラムの資料なども掲載できるようにして行きたいと考えている。会員校拡大に向けた活動として、会員になっていない学校があと 5 大学あるのでアプローチしていく。その他、本会の目的に合致する活動を役員等と話し合い、会員からの意見を聞きながら随時展開していく予定である。

修正事項：会場の都合で日時が変更になった。2019 年 9 月 10 日 (火) に総会・養成教育フォーラム、9 月 9 日 (月) 午後から養成教育セミナーを行う。会場は、今年度と同様、きゅりあん (東京都品川区立総合区民センター：〒140-0011 東京都品川区東大井 5-18-1) で実施する。

< 質疑応答 >

質問①：昨日 (9/6) のセミナーでコア・カリキュラムに関するワークショップを行ったが、具体的に今後どうするかというのは決まっていないのかもしれないか、どのような想定をされていて、いつぐらいまでにしようかというの見通しを教えてください。また、連絡会に所属するそれぞれの団体がコア・カリキュラムを提案したり、意見を表明したりする場合に、それぞれの意見のすりあわせや連携をどのように進めていくのかについても教えてください。

質問②：養護教諭養成の団体には多くの方が重なって参加しているので、どのような活動をしているのか積極的に情報提供してほしい。(要望)

質問③：法律に基づいて育成指標がすべての県・市町村レベルで今後作られていくことになる。そこには採用時に求めている資質・能力がある。今検討しようとしているコア・カリキュラムに先行して育成指標が出てくるので、3~5 年かけてコア・カリキュラムを作ること大切だが、具体的に採用時にどのような力をつけていくかは早急に提案できるようにしていく必要があるのではないか。(要望)

回答：荒木田会長より以下の通り回答があった。

①検討委員会は 3 年計画で行うので、今年度は初年度にあたる。それを進めていく上で、会員からワークショップという形で、意見をいただいたので、これから 3 年の一区切りで 3 年後にはある程度の成果を示していきたい。昨日のセミナーにおいても、「エビデンスをもとにする」、「会員の意見を聞きながら進める」、「ワークショップをする」などの意見をもらっているので、随時 Wed 調査なども行いつつ意見を反映させながら進めていくつもりである。教職課程のコア・カリキュラムや養成の場での育成指標が出始めているので、どのようなスピードで進めていくのか様子を見ながら進めていく必要がある。もう少しスピードアップして対応していかな

ばならないとも思っている。また、連絡会については緩やかな連携をとっており、昨年度も 4 月に合同会議が開かれただけで何度も会議がもたれている訳ではない。コア・カリキュラムに対する意見のすりあわせをするにも本会独自の考えを形成していく必要がある。そのための活動と理解してほしい。

- ②HP を充実したところなので、必要な情報は HP を通じて発信していくつもりである。全養連などとの養護教諭関連団体とも連携を図っていきたいと考えている。
- ③卒業時にどのような力をつけるかということも同時に考えていくべき事であること、早急に実施してほしいという要望にもできるだけ応えられるように努力していきたい。

※賛成多数により、本事業計画案は承認された。

(7) 2019 年度予算 (案) (資料 7)

下村理事より 2018 年度予算 (案) について、提案された。

修正事項：委員会活動費の備考欄に 4 委員会となっているが 3 委員会に訂正する。

※投票での結果、賛成 95、委任状 23、反対 0 で 2019 年度予算案は承認された。

(8) その他

会員より、以下の訂正箇所の指摘があった。

指摘①：会員大学の所在地について訂正の依頼があった。総会資料 16 ページ、徳島大学と四国大学は山口県ではなく徳島県の所在である。

指摘②：8 ページの 2019 年度予算 (案) で、収入の部の合計の差し引きの額、2018 年度の修正予算案の収入と支出の数値の違いに関する指摘があった。

回答①：理事会で速やかに訂正する。

回答②：下村理事より 2019 年度の予算案について正確な数値についての確認と回答があった。

8 ページの一番下 2018 年度の収入と支出の数字は 5,051,803 が正しい。収入の部「その他」の増減欄に 10,000 を計上し、合計 324,990 に修正する。後日正確なものは HP に掲載する。

5. 議長解任

全議題の審議が終了し、議長が解任された

6. 副会長挨拶

高橋浩之副会長より、閉会の挨拶として本日参加のお礼が述べられた。教育の世界は大きな変化が何度も繰り返し起こっているが、近年は大きな変化が連続して起こっている。子供、学校、社会の健康を支えてきた養護教諭にも今後大きな変化が起こりうる状況にある。そういった意味で本協議会の果たす役割は大きいと考える。会員校の積極的建設的な参加を要望するとともに、役員一同全力を尽くす所存であることをお約束する。

【委員会報告】

1) 教育課程(カリキュラム)・養成制度検討委員会

大川理事より、資料(2017年度事業活動報告書 p.60~84)に基づいて、活動報告がなされた。昨日(9/6)のセミナーでの説明と重複する内容であることが事前に伝えられた。昨年度は、養護教諭養成大学における教育課程の現状に関する調査を2017年6月に実施し、その結果の集計と分析・検討に、1年間取り組んだ。調査をするに至った経緯や目的、結果、今後の活動の方向性について説明があった。

2) FD 検討委員会

中下前理事より、資料(2017年度事業活動報告書 p.85~62)に基づいて、昨年度の活動を中心に報告がなされた。FD 検討委員会は、養護教諭養成教育におけるアクティブラーニングの充実を図ることを目的に活動を行った。1年目はアクティブラーニングについての理解の深化、2年目はアクティブラーニングに基づいた授業計画、実施、評価の検討、3年目は評価の充実ということで活動を進めた。昨年度は、養成セミナーで、ループリック作成のワークショップの企画や運営を行い、アクティブラーニング型の研修を展開することで、一貫して充実した活動が展開できた。

3) 広報・渉外委員会

池添理事より、資料(2017年度事業活動報告書 p.51~53)に基づいて、活動報告がなされた。HPと機関誌の発行が大きな柱となる活動である。情報発信を充実するために業者を変更してHPのリニューアルをし、機関誌は33~35号を発行した。HPに関しては、お知らせコーナー、行政からの情報などのページを追加構成し、これまでは掲載することのできなかつた既存の活動報告や10周年記念誌、養成に関わる答申や参考資料などもダウンロードできるようにした。これからさらに内容を充実させ、それぞれの養成大学に有用な情報を発信できるようにしたい。機関誌については、HPから従来ダウンロードできる。機関誌にはその時期のトピックについても掲載しているので活用してほしい。大学紹介は機関誌発行当初から行っているが、今後も会員校には協力をお願いしたい。

Ⅱ 2018 年度事業報告 (2018.4 から 2019.3)

Ⅱ-1 役員会議事録

1) 第1回役員会議

日時：2018年5月13日(日) 14:00～15:40

場所：東京キャンパス・イノベーションセンター

出席者：荒木田、池添、遠藤、大川、鎌塚、下村、竹中、竹鼻、津島、松枝 竹中(記録)

議事：①2017年度活動報告書の作成状況

②2018年度総会・養成教育フォーラム・養成教育セミナーの役割分担、時程、企画、講師、資料作成等の準備状況についての確認

③各委員会の今後の活動の方向性について

④会員校の状況報告

⑤養護教諭関係団体連絡会について

⑥会計から2016年度決算、2017年度予算の報告

2) 第2回役員会議

日時：2018年7月16日(日) 10:30～16:00

場所：高知工科大学 東京サテライト

出席：荒木田、池添、遠藤、大川、鎌塚、下村、高橋、竹中、竹鼻、松枝、竹中(記録)

議事：①2018年度総会・2018年度養成教育フォーラムについて

②2017事業報告、2018年度事業(中間)報告

③養成教育セミナー、総会、養成教育フォーラムの流れ、資料等の確認

④2017年度決算報告、2018年度修正予算案 2019年度予算案の検討

⑤看護基礎教育検討会での検討事項に関する要望について

⑥ホームページ掲載内容の検討

3) 第3回役員会議

日時：2017年9月6日(木) 9:45～11:00

場所：きゅりあん 第1特別講習室

出席：荒木田、池添、遠藤、大川、下村、高橋、高橋、竹中、竹鼻、津島、松枝、竹中(記録)

議事：①養成教育セミナーの準備と運営

②情報交換会の準備と運営

③2018年度総会の運営と役割分担の確認

④養成教育フォーラムの運営の確認

⑤委員会の活動報告

⑥ニュースレター発行計画

4) 第4回役員会議

日時：2018年9月7日（金）16：00～16：50

場所：きゅりあん

出席：荒木田、池添、遠藤、大川、鎌塚、下村、高橋、高橋、竹中、竹鼻、津島、松枝
竹中（記録）

議事：2018年度養成教育セミナー、情報交換会、2018年度総会、2018年度養成教育フォーラムについて、運営方法や内容について振り返りをするとともに、次年度への申し送りをまとめた。

5) 第5回役員会議

日時：2018年12月9日（土）10：30～13：00

場所：国際医療福祉大学東京青山キャンパス

出席：荒木田、池添、遠藤、大川、下村、高橋、竹鼻、津島、松枝、竹中（記録）

議事：①2017年度総会・養成教育フォーラムの反省

②養成教育セミナーの反省

③ホームページについて

④事業活動報告書 2018年度の発行計画案

⑤ニュースレターについて

⑥ファカルティデベロップメント委員会（FD委員会）の活動報告

⑦教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会の活動報告

⑧会員校等の状況

⑨養護教諭関係団体連絡会報告

6) 第6回役員会議

日時：2019年3月17日（日）10:30～13:30

場所：高知工科大学東京サテライト

出席：荒木田、池添、遠藤、大川、鎌塚、下村、高橋、竹鼻、津島、松枝、竹中（記録）

議事：①2018年度会員登録及び会費請求書の確認

②養成セミナー・フォーラムの内容についての検討

③各都道府県、政令都市の育成指標の調査について

④委員会活動報告（カリキュラム、養成制度、
FD委員会報告、広報・渉外委員会）

⑤2018年度決算報告の経過報告

⑥養護教諭関連団体連絡会報告

（文責：鎌塚優子）

II-2 2018年度基本調査

2018年度基本調査は、6月下旬現在、加盟大学総数131大学中130大学から回答を得た（回答率99%）。基本調査の内容は、課程認定を受けている大学院・学部・短期大学・特別別科・専攻科等の機関名、入学定員・入学者数・養護教諭免許状取得者数、ならびに編入制度の有無、研修に関する項目とした。

1) 4年制大学：121大学から回答があった（複数の学部・学科あり）。

	入学定員	2018年度入学者数	2017年度免許状取得者数
合計	10546 (9236)	10935 (10008)	1995 (1997)
平均	93.3 (88.8)	94.3(91.8)	17.3 (19.2)
最大値	455(270)	490(271)	73 (72)
最小値	10(0)	11(0)	0(0)

()内は2017年度基本調査

2) 短期大学：8短期大学から回答があった。

	入学定員	2018年度入学者数	2017年度免許状取得者数
合計	365(700)	344(431)	189(160)
平均	45.6(63.6)	43 (9.2)	23(16)
最大値	70 (140)	67 (112)	62(47)
最小値	15 (20)	16 (0)	10 (3)

()内は2017年度基本調査

3) 大学院：31大学の大学院より回答があったが、入学定員は、他の専修等と合わせて決められている大学院が多いが、2018年度の入学者数は合計211名（最大39名、最小0名）であった。2017年度の免許状取得者数は合計38名（最大5名、最小0名）であった。

4) 専攻科：1種免許状を取得できる専攻科の7大学から回答があった。

	入学定員	2018年度入学者数	2017年度免許状取得者数
合計	90 (55)	65 (32)	54 (32)
平均	12.8 (11.0)	9.3(4.6)	7.7 (5.3)
最大値	20 (20)	22 (18)	28 (11)
最小値	5 (5)	0(1)	1 (0)

()内は2017年度基本調査

5) 特別別科：5大学の特別別科から回答があった。

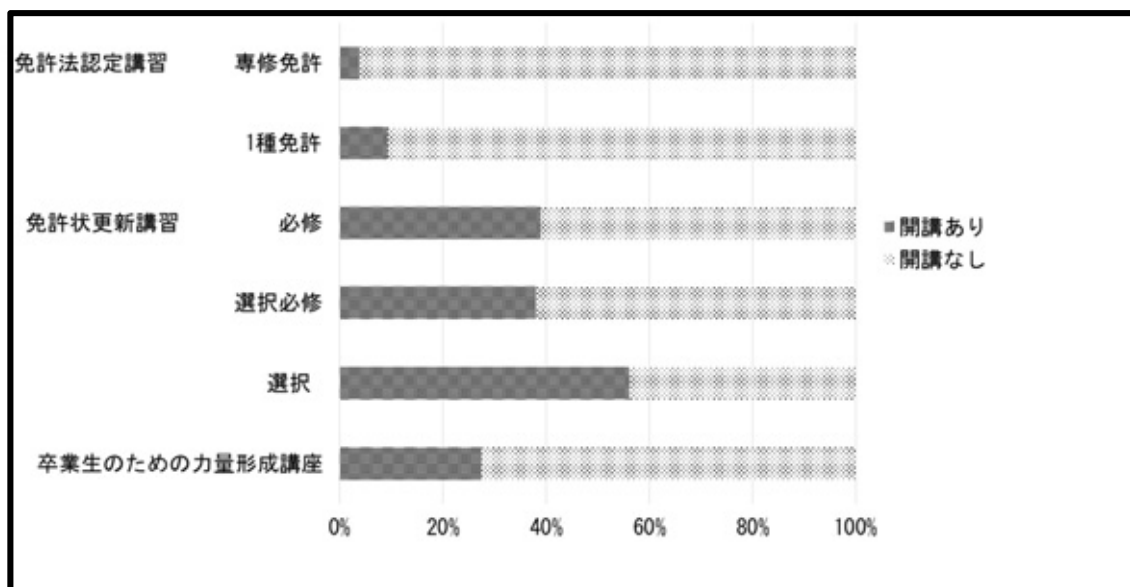
	入学定員	2017年度入学者数	2016年度免許状取得者数
合計	200 (160)	145(144)	143 (126)
平均	40 (40.0)	36.2 (36.0)	35.7(31.5)
最大値	40 (40)	41 (42)	42 (41)
最小値	40 (40)	29 (30)	30(19)

()内は2017年度基本調査

6) 編入制度の有無

編入制度あり 45 大学

7) 講座・研修等の開設状況



Ⅱ-3 ホームページ・ニューズレター報告

広報・渉外委員会の毎年度における主たる活動は、ホームページの更新と、年3回発行するニューズレターを通じ、皆様に協議会から情報発信することです。

とりわけ平成30年度は、ホームページをリニューアルし、より見やすく最新情報を発信できるよう努めました。トップページには「注目のニュース」として養成協議会に関わる新しい情報を掲載するとともに、「お知らせ」欄には「最新情報」、「行政からの情報」、過去の「更新情報」の3つを設け、様々な情報をより見やすく、より簡単に入手できるようにしました。「行政からの情報」では、厚生労働省からの「医療的ケアが必要な障害児への支援の充実に向けて」、文部科学省からの「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議資料」、「教職課程コアカリキュラム」「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援 ～養護教諭の役割を中心として～」「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（中教審第185号）平成27年12月21日」「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（中教審第184号）平成27年12月21日」等を掲載し、いち早く皆様に行政の情報が届くよう努力しました。

また、「協議会について」「開催予定・活動報告」「ニューズレター」「会員校紹介」「入会のご案内」「行政からの情報」のページを設け、内容を充実させました。

「開催予定・活動報告」には、総会の案内と報告、養成教育フォーラムおよび養成教育セミナーの開催案内と実施報告をするなど、協議会の内容を具体的に皆様にお届けできるよう努めました。また厚生労働省医政局看護課や、一般社団法人 全国保健師教育機関協議会への要望書を掲載し、養成協議会の活動を広く皆様に理解していただけるよう努めました。

さらに「協議会について」において新しくなった役員一覧を掲載しました。また、本協議会のシンボルマークについては、ロゴをつけて、ダウンロード出来るようにしました。「会員校紹介」では、新規の加盟会員校について、随時更新するようになりました。さらに「行政からの情報」では、厚生労働省や文部科学省が発信している関連情報を閲覧出来るようにしました。

ニューズレターは、毎年度3回発行しました。内容は、協議会役員からのメッセージや、養護教諭関係団体連絡会の活動の経過報告、養成大学の展望 大学紹介ー北から南ー、協議会活動報告、事務局からのお知らせ等を毎回掲載しました。

以上、2018年度の活動において広報・渉外委員会では、最新の情報をお届け出来るよう努力しました。

（文責：竹鼻ゆかり、池添志乃）

Ⅱ－４ 養成教育セミナー報告

本年度の養成教育セミナー（以下、セミナーとする）は、これまでの教育課程（カリキュラム）検討委員会の成果と昨年度実施した、各大学の養成カリキュラムの実態調査の調査結果を生かして、各大学の養成教育に生かすことができる本協議会独自の「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」の構築に向けて取り組んだ。

<2018年度 養成教育セミナープログラム>

日時：2018年9月6日（木）13:00～16:50 会場：きゅりあん

テーマ：「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」の構築に向けて

開 会	13:00
1) 全体会 <小ホール>	
(1)「2014年度までの教育課程（カリキュラム）検討委員会の活動」について	13:00～13:20
(2)「養護教諭養成大学における教育課程の現状に関する調査」結果報告	13:20～13:40
(3)「看護系大学で育成する養護教諭のコアカリキュラム」について	13:40～14:00
休憩・移動	14:00～14:10
2) 分科会	
(1)グループワーク	14:10～16:00
A 保健室経営:大会議室（6階）	
B 健康教育:第2講習室（5階）	
C 小児疾病論:第4講習室（5階）	
休憩・移動	16:00～16:10
3) 全体会 <小ホール>	16:10～16:40
(1)各会場からの報告	
閉 会	16:40～16:50

第Ⅰ部の全体会で、「2014年度までの教育課程（カリキュラム）検討委員会の活動」について報告し、次いで、昨年度協議会が実施した「養護教諭養成大学における教育課程の現状に関する調査」の結果を報告した。さらに、日本看護系大学協議会養護教諭養成教育検討委員会が作成している「看護学士課程で養成する養護教諭のコアコンピテンシーと卒業時到達目標」について、内容と作成プロセスを紹介していただいた。

第Ⅱ部の分科会において、「保健室経営の理論及び方法」「健康教育の理論及び方法」「小児疾病論」の内容について、グループワークを行い各大学の 開講状況や工夫している内容を交流した。

第Ⅰ部 全体会

(1)「2014年度までの教育課程（カリキュラム）検討委員会の活動」について

1 日本養護教諭養成大学協議会の意見

日本養護教諭養成大学協議会設立趣意書（2005）、中央教育審議会中間報告「今後の教員養成・免許制度の在り方について」に対する日本養護教諭養成大学協議会としてのパブリ

ック・コメント(2005)、中央教育審議会「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体として取組を進めるための方策について」に対する意見表明(2007)、【日本養護教諭養成大学協議会】教員の資質向上方策についての提案(2010)文部科学省への意見等、これまでの意見表明において、本協議会は「養護教諭のより高い専門性と力量」の育成を意識しており、養護実習の充実やカリキュラム開発に取り組んできた。とりわけ、「養護に関する科目」の内容については、「健康観察」や「保健教育」、「保健室経営」の必要性を表明し、2010年には「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」を参考にするよう提案をしている。ここで示された「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」は、日本教育大学協会全国養護部門研究委員会が提案する「養護教諭の資質向上を目指したモデル・コア・カリキュラム」である。

2 カリキュラム検討委員会の活動報告から(活動報告書より)

2007年度

養護教諭の資質向上を目指したモデル・コア・カリキュラム(2006)の中項目ごとの重要度について養成側と実践側の認識並びに、養成大学における実施度についての調査

教大協の提案するコアカリ5領域23大項目91中項目の行動目標について、80%以上の養護教諭が必要と認めたのは85項目、80%以上の養成大学が必要と認めたのは91項目全てであった。コアカリ*は、養護教諭、養成大学の双方から一定の評価を得た。

実施状況は、教育系、学際系ではほぼ全ての項目で90%を超える実施度であった。教育系では、D領域：発達環境づくり(70%)、E領域：養護実践と養護学研究(80%)の実施度が低い。看護系ではA～D領域の項目は80%を超える実施度、50～70%の実施度の低い項目(C領域：養護実践と研究、E領域：臨地における実地研究)もあった。

2008年度

活動の方針：教大協のコアカリ*をもとに、具体的なカリキュラムの検討を行う。

2009年度

モデル・コア・カリキュラムから見た養護教諭養成機関のカリキュラムー2009年度シラバスを対象とした分析ー

ほぼ全ての学生に指導がなされている内容：7項目「A(1)③養護教諭の専門性と機能」、「B(2)④身体を支えて動く仕組みと発達過程」、「B(4)④精神的側面への支援を必要とする子どもの発達過程」、「C(1)①発達と健康の概念と成立要因」、「C(2)①発達と健康に関わる栄養・食生活」、「D(3)①支援方法」、「D(3)②学校救急処置活動の展開」

全く指導しない大学がある可能性の高い項目：11項目「A(1)①養護教諭の歴史と制度」、「A(1)⑤養護学の構築」、「A(2)②学校教育の理念・目標と養護」、「B(4)②身体的側面への支援を必要とする子どもの発達過程」、「B(4)⑤養育環境への支援を必要とする子どもの発達過程」、「D(2)④養護診断の実施」、「D(3)⑦子どもの委員会活動への支援」、「D(3)⑧養護実践のための諸資源の活用」、「D(5)④保健室経営の実際と評価」、「D(5)⑤保健室の施設・設備」、「D(6)①養護実践の研究の意義」

2010年度

養護教諭養成に関する教育職員免許法の課題と提案ー教職並びに養護に関する科目の枠組み等と養護に関する科目の内容についての分析ー

教職に関する科目について、保健師助産師看護師養成について、学校保健安全法および中央教育審議会答申の内容分析、日本教育大学協会全国養護部門研究委員会報告書等の分析を行った。分析結果をふまえて、「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」（日本教育大学協会全国養護部門）を養護に関する科目提案の基礎として、活用すること、中教審（H20）や学校保健安全法をふまえて、現代的なニーズに対応する内容として、「学校安全」、「保健指導」、「保健室経営・組織活動」を教授内容として加えることを提案している。

3 「養護に関する科目」検討の方針

2011年、日本養護教諭養成大学協議会加盟の会員大学109大学のうち76大学から回答を得た。養護に関する科目について「専門性を保証する科目構成の体系化が必要」85.7%、「学校保健や養護実践に関連する科目の増加が必要」80.5%、「新たな役割に対応した授業科目の設定が必要」79.2%という結果であった。この結果をふまえて、「養護に関する科目」の検討方針を次の3点として検討を進めた。

- 1) 養護教諭養成として科目の体系化
- 2) 学校保健安全法および中央教育審議会答申に基づく内容の保証
- 3) 現行の科目設定の教育内容に基づき、実施可能な変更

2014年、教育職員免許法施行規則第9条「養護に関する科目」の改正についての要望においては、「教育職員免許法施行規則第9条「養護に関する科目」を養護教諭の現代的な資質・能力を保証する科目に改正していただきたい。」と意見を述べているが具体的な提案には至っていない。

4 養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム（2008）（日本教育大学協会全国養護部門）

これまでカリキュラム検討委員会が、参考にして活用してきた日本教育大学協会全国養護部門の「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」を概観する。

(1)構造

養護教諭免許状取得者の資質を担保する最低限必要な内容として、5領域22大項目91中項目で構成されている。

(2)開発過程

先行研究をもとに、養護教諭に必要な能力を抽出、また、採用、初任者研修の動向より、求められている専門的な知識・能力を抽出している。加えて、専門他職種のコア・カリの枠組みを概観した上で、検討方針を定め枠組みを作成している。

①養護実践を基盤においた学問体系づくり、②知識・技術の修得から養護実践力の育成をはかる仕組みづくり、③養成段階での到達目標を示す、という方針のもと、2004年に、5領域および大項目、中項目を提案している。その後、公開シンポジウムや調査によって、意見聴取を重ね、大項目、中項目の修正、行動目標の設定というプロセスを経ている。

養護教諭養成のためのモデル・コア・カリキュラム5領域の一般目標と大項目

<p>A領域 教育職員としての養護教諭の基本原則 養護の 養護の理念と目標ならびに教育職員としての養護教諭の基本原則を理解する (1)養護の成立基盤と 養護教諭の基本的責務 (2)学校教育の理解 (3)学校保健の理解 (4)学校安全の理解</p> <p>B領域 発育・発達過程にある子ども理解 養護実践を行う上で必要な人間、特に発達過程にある子どもを全人的に理解するとともに、からだのしくみや生理的・病的変化と特別な支援を必要とする子どもの発達過程を理解する (1)人間のライフステージと子ども (2)からだのしくみと発達過程 (3)発達過程における各期の発達の特徴と病的変化および病態の特徴・治療法 (4)特別な支援を必要とする子どもとその発達過程</p> <p>C領域 発達観・健康観の育成と養護実践を進める方法 養護実践を行う上で必要な発達観・健康観を育成するとともに、発達と健康にかかわる生活と環境と評価・対策について理解する。さらに養護実践を進める方法の基礎を習得し、社会資源を理解する。 (1)発達観・健康観の育成と支援の理解 (2)子どもの発達と健康にかかわる生活の理解 (3)子どもの発達と健康にかかわる環境の理解 (4)発達と健康の評価法の理解</p>	<p>D領域 養護実践の内容と方法 養護実践を行うために必要な知識、技術、方法を習得し、統合化する。 (1)養護実践における養護教諭の活動過程 (2)養護実践の方法(健康実態・健康課題の把握) (3)養護実践の方法(支援の方法) (4)養護実践の方法(学校環境づくり) (5)保健室の経営 (6)養護実践の研究</p> <p>E領域 隣地における実地研究(養護実習) 学校教育の場で子どもと直接かかわり、養護実践について学び必要な技術・態度を修得する。また、大学で学んだ理論を臨地で実証し研究するとともに、研究して得られた成果を一般化する実践と研究の相互関係を学ぶ。さらに自らの適性をはかり、教育専門職としての自覚を深め、資質の向上をはかる。 (1)子どもの理解とかかわり (2)学校教育の理解と参加 (3)養護実践の方法の理解と実地体験 (4)臨地実習における研究</p>
---	---

(2)「養護教諭養成大学における教育課程の現状に関する調査」結果報告 (2017年度活動報告書参照)

(3)「看護系大学で育成する養護教諭のコアカリキュラム」について

看護系大学協議会における養護教諭養成教育検討委員会では、看護学士課程で養成する養護教諭のコアコンピテンシーと卒業時到達目標について、平成26年から29年度まで検討を行ってきた。

I 養護教諭制度と看護系大学で養成する養護教諭の能力の考え方

1. 養護教諭制度の成り立ちと養護教諭養成教育制度について

- ・明治大正時代の学校看護婦は、看護婦教育を受けた者が対象であった。その後、養護訓導(教師)を経て、看護婦免許を持たない養護教諭や、保健婦免許があれば養護教諭2種免を取得できるなど、多様な養成教育が行われるようになった。
- ・平成22年教育職員免許法施行規則66の6により、保健師免許を有するが、教職に関係する8単位が履修していない場合は、養護教諭2種免が付与されなくなった。

2. 教員の養成制度に関する文部科学省の動き

- ・平成 18 年、24 年、27 年中央教育審議会答申
- ・看護系大学で養成する養護教諭の能力の構造図作成

現代的な課題⇒学士力⇒教員としての資質能力

⇒養護教諭の専門性に必須である看護能力の明確化が必要

II 看護学士課程で養成する養護教諭のコアコンピテンシーと卒業時の到達目標

1. 看護系大学における養護教諭養成教育についての検討の経過

- ・看護系大学における養護教諭養成大学が 82 大学(H29 年)に急増した。
- ・H26 年養護教諭養成教育検討委員会を設立、26、27 年看護系大学で養成する養護教諭（一種）のコンピテンシーを検討した。
- ・28・29 年度は同委員会で卒業時の到達目標を検討した。
- ・4 年間に看護系大学協議会会員対象のワークショップ 3 回、大学の意見聴取 2 回実施した。

2. 看護学士課程で養成する養護教諭（一種）のコンピテンシーと卒業時の到達目標の考え方

- ・養護教諭（一種）の教育は、看護系大学での教育の基礎であり、それに重なる部分と独自の部分がある。委員会では、養護教諭（一種）に関わる独自の教育内容のみ抽出検討した。
- ・H29 年養護教諭養成教育検討委員会では、オリジナル群を追加した 7 群 19 項目コアコンピテンシーの看護実践能力をまとめた。また「看護学士課程で養成する養護教諭のコンピテンシーと卒業時到達目標」を作成した。

3. 各コアコンピテンシー（図）

- ・表の外に、到達目標と達成するための教育内容の項目設定をおこなった。

4. 報告書の活用

- ・各大学のカリキュラムの構築は、大学独自の特色を出していくことが求められる。
- ・看護系大学で養護教諭一種免許課程を有する大学は、教育職員免許法をもとに養護教諭養成課程の許可が必要である。
- ・提案した 7 群 19 項目コアコンピテンシーと到達目標を参照し、活用していただきたい。さらに、卒業時点で、学生の 19 項目の達成状況から、カリキュラム評価として活用する。
- ・教育方法は、教育内容や大学独自の状況に影響を受ける。主体的で対話的な深い学びを積極的に取り入れ、各大学での創意工夫を期待する。

看護学士課程で養成する養護教諭（一種）のコンピテンシー

群	コアコンピテンシー	コンピテンシー
0	学校保健を推進する養護教諭の基本的能力	1) 養護教諭の専門性と責務を理解し実践に生かす能力 2) 学校教育と学校保健・安全の関係を理解し、実践に生かす能力 3) 保健室経営を理解し、実践する能力
I	対象となる人を全人的に捉える基本能力	4) 学校生活の中で発育発達する子どもについて理解し、アセスメントに生かす能力
II	ヒューマンケアの基本に関する実践能力	5) 教職員・関係機関・関係職種で相互に信頼関係を築く能力
III	根拠に基づき看護を計画的に実践する能力	6) 活用できる社会資源や協働できる機関・人材について、子どもや保護者、教職員に情報提供する能力 7) 学校において根拠に基づいた支援を行う能力 8) 子どもの健康の保持増進に必要な支援を計画的に行う能力 9) 子どもの健康課題を明確にし、家庭や地域の実態に応じて、計画的に保健教育を行う能力 10) 子どもや保護者の反応を把握し、健康相談を計画・実施・評価する能力 11) 学校における危機管理を組織的に実践する能力
IV	特定の健康問題に対応する実践能力	12) 病気や障害のある子ども・保護者の学校生活を支援する能力 13) 緊急時に子どもの状態を判断し、対応できる能力 14) 学校生活が脅かされている子どもを支援する能力 15) 特別な支援を必要とする子どもと家族を支援する能力
V	多様なケア環境とチーム体制に関する実践能力	16) 家庭との協力関係のもとに子どもの健康を支援する能力 17) 教職員と連携・協働して子どもの健康を支援する能力 18) 学校内外の組織や社会資源を活用し、チームで支援する体制を構築・支援する能力
VI	専門職として研鑽し続ける基本能力	19) 生涯にわたり継続して養護教諭としての専門的能力を向上させる能力

第Ⅱ部 分科会

「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」の構築に向けて、グループワークを行った。

分科会 A【保健室経営】参加者 36 名（委員 4 名） 7 グループ

ワーク1 各大学で「保健室経営」に関して取り組んでいる内容について

1) 保健室経営計画の作成

- ・学校教育目標・学校経営計画と関連させる。(教育活動の一環としての保健室経営)
- ・学校の実態に基づかせることの強調。
- ・文部科学省の方針・各種法令に沿った計画の必要性。
- ・PDCA サイクルを意識させる。

2) 実際の保健室をイメージさせる

- ・現職養護教諭、教育委員会による講話。
- ・専門雑誌の掲載資料を提示。
- ・保健室見学。

3) 仮想学校・仮想保健室による演習

- ・適切な養護活動の検討。保健室環境の整備(レイアウト)や人材資源の活用の検討。

4) 養護実習との関連による演習

- ・実習の課題を振り返る。
- ・実習校の保健室経営計画の作成。

ワーク2 「保健室経営」を指導する上での目的、目標について

- ・学校教育目標・学校経営計画と関連させた保健室経営計画が作成できる。
- ・保健室経営と保健室運営の違いの理解ができる。
- ・適切な保健室レイアウトが考えられる。
- ・児童生徒の実態を把握し、健康課題が分析できる。また、課題解決の方法を考えて保健室経営計画が作成できる。
- ・養護教諭の職務の特質や保健室という場の機能を理解した保健室経営について説明することができる。
- ・医薬品の管理と教育ができる。
- ・養護教諭と他職種との連携について理解できる。

ワーク3 「保健室経営」についての指導の上での課題について

- ・科目の不足。時間の不足。
- ・学生を学校ボランティアに行かせる時間がない。
- ・現職養護教諭が保健室経営計画について適切な知識を持っていない場合もある。養護実習での学びが弱い場合がある。
- ・保健室経営計画の捉えが科目担当教員によって異なる。
- ・養護実習だけでは1つの校種のモデルしかない。他校種などの保健室をイメージしにくい。
- ・実際の保健室を学生にイメージさせにくい。
- ・2単位で何を教えるのか難しい(知識、演習の内容)
- ・PDCA サイクルについて、DCA を教える時間がない。
- ・効果を高める演習内容。
- ・学生に興味関心の個人差がある。養護教諭にならない学生は、健康相談と比較してモチベーションが高まらない。
- ・地域資源による学びを生かしていない(保健室経営に関する内容、取組事例)。
- ・4年間の学修が統合した学びになっているのかどうかの評価ができていない。
- ・学生は、発育発達の視点で子ども理解が弱く、子どもとの関わりの方策が見いだせない。
- ・グループワークに参加できない学生がいる。(グループを変えると話せないなど)

ワーク4 「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」作成プロセスについて

1) 具体的な方法についての提案

- ・各大学の実態把握が必要(シラバスの内容、養成課程の課題)。
- ・先行研究の分析。
- ・ミニマムとして確認する。基準である。養成の質を高めるために「ここまではやろう」という共通認識とする。
- ・各自治体の養護教諭育成指標の検討。

- ・採用時に求められる資質能力を明確にする。それを指導・育成する上で必要な科目について検討する。

2) 方向性

- ・文部科学省へ1つとなって要望していくために、関係団体間の共通理解が必要である。
- ・シラバスにどう盛り込んでいくかが必要。
- ・PDCAにつなげる指導(授業)にしていかないと意味がない。
- ・コアとなる「養護」の獲得が必要。
- ・授業内容を整理し、学問として充実させることを目指す。
- ・新設科目は難しい。現在の科目で実施していることを整理し見える形にいくと、コアができるのではないか。
- ・学校現場と乖離したものではなく、つながったカリキュラムを作る。(実習担当者に聞いてみる)
- ・看護を担当する教員の意識を高める。看護を養護と統合する科目が必要。
- ・何を理解させ、実践につなげるかの科目の目的を明確にする。
- ・養護教諭像、養護教諭観の育成をどのようにしていくかの検討。

3) 困難性

- ・養護に関する科目数(かけられる時間)は大学毎に異なるため、指標は必要だが、検討は難しい。

分科会B【健康教育】参加者36名(委員2名) 7グループ

ワーク1「健康教育」に関して取り組んでいる内容

中高保健の免許も取得できる大学(9/31大学)においては、保健科指導法や健康教育論など健康教育に関する開講科目が多数ある。しかし、養護教諭免許状のみ取得できる大学では、学校保健や養護概説などの養護に関する科目や養護実習、教職実践演習、教育方法論、教育課程論、生徒指導論、特別活動論など教職に関する科目の中で健康教育について取り組んでいる。看護系大学では地域保健論などで取り扱っているところもある。仮想学校を設定した授業や保健室経営の授業の中での保健だよりの作成、指導案の個別指導、自主ゼミやボランティアでの実践的な取り組みなどの工夫が行われている。

ワーク2「健康教育」を指導するうえでの目的・目標

養護教諭が行う健康教育とは何かという概念の明確化が必要である。健康教育の指導目標は、養護実習で健康教育に関する指導ができる実践力(指導案作成・模擬授業等)の育成が実質的な目標となる。具体的には、ヘルスプロモーションや健康行動の変容、各ライフステージにおける健康教育の方法と実践例等を理解するとともに健康課題を把握し、実践に向けた集団への健康教育を企画、実践し、評価できることが目標となる。そのためには、子供の発達や心理・社会的な状況を理解したうえで、PDCAサイクルに則って実施することや、多様な子どもに対する倫理的な配慮ができること、養護教諭の特性を活かした指導ができることなどが求められる。

ワーク3「健康教育」を指導するうえで、現在の取り組みの課題

健康教育について指導する時間が不足しており、アクティブラーニングによる授業は展開しにくい。看護系では新たに科目を開講することは困難である。他学科との合同での履

修では、養護教諭の専門性に特化した授業を行うことは難しく、学生の関心意欲にも差がある。また、保健教育と保健指導を同じ科目内で指導するところにも課題がある。健康教育は多岐にわたる教科であるため、学内における科目の取りまとめが難しく、非常勤の場合はさらに困難である。特に教職に関する科目の中で指導する場合はシラバスの突合せが困難で、カリキュラムツリーが不十分な状況がある。学生の知識の定着も乏しいが、習得した知識を実際の社会背景に応じた実践に活用したり、学校という視点で統合して実践したりするところまで至っていない現状がある。

ワーク4「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」を作成するプロセスについて

健康教育の定義や目標、内容などを明確にし、健康教育に関する科目を免許法で位置づけることで取り組みやすくなるのではないかという意見がある一方で、健康教育は学校教育全体で取り組むものであり、独立した教科として検討することに無理があるのではないかという意見もあった。また、教育系、学際系、看護系における健康教育の内容を調査し、コア・カリキュラムのすり合わせを行い、共通項を見出し、養護教諭の専門性につながるミニマムを作成する必要がある。そのためには、養護教諭以外の職種も参加したプロジェクトチームで検討する、ワークショップを開催し、情報交換をしながらより具体的な案を模索することが必要である。

<班ごとの検討内容>

	①	②	③	④
1 班	<ul style="list-style-type: none"> ・中高保健免許取得で健康教育が充実 ・教職実践演習 ・生徒指導論等 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育が前面に出てこない ・グループで授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間数の不足 ・他学科との合同で養護教諭の健康教育に繋がらない ・実習で指導が困難 ・理論だけでなく実践できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護系は単位を増やすことが難しい ・保健指導が養成段階に生かされていない ・免許法で位置づけ
2 班	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育の概念が定まっていない ・養成教育の中で展開が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の健康課題に応じて計画/実践/評価ができる ・発達/心理/社会について理解できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容が多く十分な指導法を理解させることができない ・保健教育と保健指導を同じ科目で教えることの困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭の職務を生かした健康教育 ・子供たちの実態より健康課題をとらえ展開することが養護教諭の専門性
4 班	<ul style="list-style-type: none"> ・養護概論や実習指導、ボランティアで実践的な学び ・教育方法論/教育課程論で指導案等 ・健康教育実践演習 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習に必要な資質能力 ・指導案作成等の実践力/問題解決力/保健指導との違いの理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護と保健の免許 ・教職科目との連携が難しい ・カリキュラムマップやシラバス、合同科目の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育の明確な定義と領域の縦断的/横断的検討 ・プロジェクトチームで検討

6 班	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健、健康教育保健室経営の授業、ゼミ形式で指導 	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育の意義、基礎知識の理解と効果的な健康教育の方法について演習を通じて理解 各ライフステージにおける健康教育 倫理的配慮 個別の健康教育 集団教育の企画 	<ul style="list-style-type: none"> 学生がイメージする仮想学校が軽くて浅い 保健科免許を取る学生に比べて看護の学生の意欲が低い 限られた時間でアクティブラーニングは困難 	<ul style="list-style-type: none"> 子供の健康な発達が分かり指導できる 健康診断の結果や日常の観察から子供の変化に気づく 養護教諭像をしっかりと持つ
7 班	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健/養護活動論/教職実践演習保健教育論/健康教育学/保健師養成では地域保健で 	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育の実際を理解することができる 健康実態から課題を設定し計画立案 ヘルスプロモーション/行動変容理論 	<ul style="list-style-type: none"> 時間数の不足 知識の定着が不足 行動変容のための手立てが優先 具体的手立ての実現可能性が低い 	<ul style="list-style-type: none"> 養成大学と看護系のコアカリのすり合わせ 教育系/看護系/心理系/学際系における健康教育の内容を調査し、養護教諭の専門性につながるミニマム作成 ワークショップ
8 班	<ul style="list-style-type: none"> 教職科目で実施 理論の教授で社会に適応した実践力に結びつかない 		<ul style="list-style-type: none"> 理論を教授する講義が多い 理想論で現実社会と結びつかない 生活者として子供がとらえきれない 	<ul style="list-style-type: none"> 教育系/看護系/学際系で共通する部分がコアになる
9 班	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健/養護概説/学校保健教育法 教育系は指導法、看護系は保健師と 	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健を理解していない 対象に応じた教育計画の立案、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育の定義 科目を増やしたいが時間がない P D C Aを踏まえた実践 	<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭以外の専門家も交えて職務から体系的に構想 実態を基に計画 根拠ある説明 専門家と連携 専門用語の統一 地域レベルで カリキュラムマネジメント ヘルスプロモーションの認識

分科会 C【小児疾病論】参加者 15 名（委員 2 名） 3 グループ

ワーク 1 「小児疾病論」に該当する科目に関して取り組んでいる内容

教育系、看護系、学際系に科目設定が異なり、担当教員の背景もさまざまであることなど、特徴が見られた。

	科目名	特徴
教育系	基礎／学校看護学、基礎／学校看護学実習 臨床医学概論、生理学、解剖学 精神保健、公衆衛生 小児保健、小児科学、障害児看護学 学校看護学（子どもの疾患などを教授）	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭専攻のための科目設定となっている。 ・専門科目のすべてが小児に関連する内容となっている。 ・文系の学生が多いため、苦手意識があり教育色が強い。
看護系	小児看護学概論、小児看護学 小児保健（将来親になるための学び） 小児看護学実習（保育、障害児等の見学） 小児援助論 疾病治療論、児童精神医学	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病論の中で実施している。 ・養護に関しては「養護概説」「教職実践演習」などで基礎と応用と組み合わせた内容として取り扱っている。 ・養護の科目でも押えている。
学際系	解剖生理学、疾病学 小児保健、子どもの保健 小児保健（保健） 小児科学（疾患） 精神保健 看護過程	<ul style="list-style-type: none"> ・他資格希望者の受講者がいる科目が多い。 ・がん科学、内科学、整形などの各科が小児疾病論Ⅰ・Ⅱにまとまった。 ・養護教諭養成に特化したものではなく、他の資格とも兼ね合わせており、他の資格もとれるような科目になっている。

ワーク 2 「小児疾病論」に該当する科目を指導するうえでの目的・目標

1) 現在の目的・目標

- ・1、2 年次の専門基礎で学んだ内容をふまえて、健康障害をもつ子どもと家族の看護について学ぶ。
- ・各科で、病態生理、症状、看護の方法、応急処置法を理解することができる。
- ・発達段階を理解した上で、疾患へつなげている 等。

2) グループ討議を通じて出された意見

- ・臨床推論ができることが大切ではないか。そのためのアセスメント力、コーディネート力なども身に付けることが目標。
- ・発育・発達を理解した上で現場に則した能力を身に付ける。
- ・養護教諭としての目的というより、看護師養成の要素が強い（看護系）。
- ・病気が理解できる、観察ができる、看護ができること。
- ・養護教諭に必要な小児疾病論として、単に病気が分かるだけではなく、セルフケアができる（根拠）、障害が理解できる、発達障害に応じたケアができること。

ワーク 3 「小児疾病論」に該当する科目を指導するうえでの取り組みの課題

- ・学校現場で変化していく通達をどの科目で取り入れていくか。
- ・母性や小児等各科で学んでいても、学校で応用できない、生涯を通じたケアとしてつ

ながっていない(看護系)。

- ・看護学の中で、エピペントレーナー+AED、坐薬などトピックスを入れている。
- ・養護概説が1年目にあるので、トピックスについてはその中で教えている。
- ・重度の障害のある子どもについての疾病、医療的ケアについても必要ではないか。
- ・インクルーシブ教育の中で、実際にはやらなくてもわかっていることが課題。
- ・科目間の連動が課題。
- ・解剖学(体のしくみ)の理解がないと難しく、理解度の確認が必要。
- ・学校の生活に落としこんだ小児疾病論の内容が必要。
- ・多くの科目で小児疾病に関連する内容が取り扱われているが、それぞれで得た知識や技術を応用させて対応できる力を身に付けさせることが大切。
- ・単独の科目だけでなく、連携させることが重要。
- ・小児だけに注目していいのか、がん教育、生活習慣病など、将来的な健康課題を含めた内容が必要
- ・知識をもとに、アセスメントやコーディネートにつなげる科目が必要。

ワーク4「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」を作成するプロセスについて

以下のように、教育系、看護系、学際系養護教諭養成課程が相互に連携し、その違いを超えて、共通する養護教諭養成モデル・コア・カリキュラムが必要であること、そのためのプロセスに対する意見が寄せられていた。

1) 具体的な方法についての提案

- ・教育系、看護系、学際系と各養成課程によって抱えている問題があることから、調整をしてほしい。
- ・現場の一般教諭や校長等からもヒアリングをすることも必要ではないか。
- ・ワークショップを開いて、事例をベースにしていくことの重要性が理解できたので、ワークショップに参加しやすいシステムづくりを構成できないか。地域ブロックごとにするなど、会員校の声を反映させることが大切。

2) 方向性について

- ・大変だが、団体ごとにまとめて、そこから共通するもの(コアカリ)を出していくことが重要。
- ・看護系と教育系と学際系の相互の教育についての理解と連携が必要でないか。その上で、最大公約数を出していくことが大切。
- ・どの大学の出身であっても、目指す養護教諭には共通事項が必要である。
- ・科目ベースではなく、つけさせたい力、達成する目標のためのカリキュラムにすべき。今回、学んだコアコンピテンシーと到達目標を出すことは、学生と教員の両者から、やったか、できたかという視点で確認できる評価指標になるので、有効であることがわかった。
- ・「どんな養護教諭を育てたいか」というあるべき論の議論がなされるべきではないか。
- ・養護教諭のための解剖学、小児疾病論を精査するために、コアカリキュラムは必要ではないか。

第Ⅲ部 全体会

各グループで話し合われた内容を、ファシリテーターが項目ごとにまとめて報告した。

各大学それぞれ科目名にない 3 科目を何らかの科目の中で工夫しながら授業していて、経営者側の意見もあるが、こういう養護教諭を育てねばならないという強い思いのもとで、根拠をもって文部科学省を納得させられるようなコアカリキュラム作成に取り組みたいと考える。

本セミナーの成果を生かし、各大学の養成教育に生かすことができる本協議会独自の「養護教諭 養成モデル・コア・カリキュラム」の構築に向けて さらに取り組んでいきたい。今後もワークショップを開催して、会員の皆様のご意見をふまえて構築していきたい。作成の途中経過は活動報告書やニュースレターでお知らせする予定である。

『セミナーに関するアンケート結果』

会員の皆様からのアンケートから以下のような結果が得られた（50 名、回収率 53%）。本セミナーについて、「かなりよかった」 50%「よかった」 50%で、全員がよかったと回答していた。

<全体会について>

(1)「2014 年度までの教育課程（カリキュラム）検討委員会の活動」について

・これまでの経過から現状を考える視点を明らかにしていただき、ワークにつながられた。・これまでの本協議会の活動も見えて、今後の展望 も示唆されていてよかった。

(2)「養護教諭養成大学における教育課程の現状に関する調査」結果報告について

・調査結果をさらに使用して、問題を広く伝えてほしい。我々の共有だけでなく、文部科学省の担当官にも話す場を持ってほしい。・養成大学として考える視点と本協議会として考える視点の両方を考える機会となった。

(3)「看護系大学で育成する養護教諭のコアカリキュラム」について

・ワークを何度も行い、看護系のコンピテンシーは完成されている。看護系でのコンピテンシー共通 理解課題の改善はこれからである。

・細やかなコアカリキュラムに作成の素晴らしさを感じました。これを元に現在の科目をあてはめて みたい。

<分科会について>

・各養成（教育、学際、看護系）とまじえて分科会 で情報交換ができてよかった。

・系の違う大学の方々と議論でき、新たな意見につながり良かった。

・事前に課題提示があり、それをふまえてディスカッションができたので、短時間でまとめることが 可能だった。

・少人数で検討でき、話し合いやすかった。ファシリテーターがいたので進め方や意図の確認などがしやすかった。

（文責：大川尚子）

Ⅲ 委員会等の報告

Ⅲ-1 教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会

○第1回検討委員会：2018年8月10日（金）

前期の3年間、検討委員会では、つきたい力を明確に示すために、科目名を細かく指定する方向でカリキュラムについて議論してきたが、文部科学省は大きくくり化の方向に流れている。「養護教諭の実践」に必要な力が見えるように根拠をあげて示しながら、すべての会員校の行う教育の質を高めることが重要であると考えた。

今期の検討委員会では、前期の調査結果を生かして、どの系の養成にも生かすことのできる本協議会独自の「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」を考えていくことを目標とした。

1. 「日本教育大学協会の養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」について検討
2. 「看護系大学で養成する養護教諭のコンピテンシーと卒業時の到達目標の考え方」について検討
3. 養成教育セミナーについて

9月6日のワークショップの在り方について検討した。3年後のコアカリ完成を目指して、参加した会員が、自分も一員であるという認識を持って参加できる枠組みを検討した。

「保健室経営の理論及び方法」「健康教育の理論及び方法」「小児疾病論」の内容について、検討委員がファシリテーターとなり、グループワークを行い、各大学の開講状況や工夫している内容について交流する。

○第2回検討委員会：2018年11月25日（日）

養成教育セミナーの成果を生かし、「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」の作成プロセスについて検討した。

1. 養成教育セミナーの反省について（詳細については、養成教育セミナー報告を参照）
2. 養護教諭養成モデル・コア・カリキュラムの構築に向けての3年間の活動計画について検討

○第3回検討委員会：2019年2月17日（日）

養護教諭の実践に必要な力を可視化し、会員校の行う教育の質を高めることを目的に、本協議会独自の「養護教諭養成課程コアカリキュラム2020」を構築するためのたたき台を作成した。養護教諭養成課程において卒業時に必要な力を明確に示すために、科目の枠をこえて、文部科学省から提示された新教職課程（2019年4月実施）を参考に、大きくくり化の方向で考えている。会員の意見を聞くためのアンケートを作成した。2019年度の養成教育セミナーで、会員の意見を反映させ、再度カリキュラム案を提案し、グループワークにてさらに洗練していくようにしたい。最終的には、2020年度の総会で協議会としての「養護教諭養成課程コアカリキュラム2020」を提案できるように準備をした。

◆「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」構築の流れ

日程	内容
2019年2月	◆平成30年度第3回カリキュラム検討委員会の開催 今後の方針を決定する。3月の役員会で報告する。
2019年4月	◆平成31年度第1回カリキュラム検討委員会の開催 ・アンケート実施の依頼文・カリキュラム（案）案を作成する。
2019年6月	◆委員会が検討した第1案をニュースレターで提示 ・養成教育セミナーでコアカリについて検討すること、その意見を求めることを記載する。 ・I～IV群の名称、枠組み、全体目標、一般目標、到達目標などについて養成教育セミナーで意見を集約する。
2019年6月	◆平成31年度第2回カリキュラム検討委員会の開催 ・養成教育セミナーの開催方法を検討する。
2019年9月	◆養成教育セミナーの開催 ・第1回ワークショップの開催：各大学の意見を聞く
2019年10月	◆平成31年度第3回カリキュラム検討委員会の開催 ・セミナーでの意見をふまえてコアカリ（案1）修正し、（案2）を作成する。
2019年12月	◆第2回ワークショップの開催 ・修正案（案2）を提示し、各大学でどのように活用できるかを検討する。
2020年2月	◆平成31年度第4回カリキュラム検討委員会の開催 ：第2回ワークショップの意見をもとに、本委員会としてのコアカリ完成版をまとめる。
2020年3月	役員会にコアカリを提出する。
2020年4～5月	役員会で洗練化する。委員会は活用方法について検討する。
2020年9月	総会にてコアカリを発表する。

教育課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会メンバー

委員長：大川尚子（関西福祉科学大学）、副委員長：下村淳子（愛知学院大学）

委員：青柳直子（茨城大学）、池添志乃（高知県立大学）、上原美子（埼玉県立大学）、大野泰子（鈴鹿大学）、奥田紀久子（徳島大学）、亀崎路子（杏林大学）、

上村弘子（岡山大学）、後藤多知子（愛知みずほ大学）、竹中香名子（国際医療福祉大学）、高田恵美子（畿央大学）、平井美幸（大阪教育大学）

Ⅲ－２ ファカルティ・ディベロップメント(FD)検討委員会

テーマ「実践力を高める演習の進め方－教職実践演習で展開する－」

1) 活動の趣旨

教職実践演習は、2010 年度入学生よりカリキュラムに導入され現在に至っている。「教職課程の他の科目の履修や教職課程外での様々な活動を通して学生が身につけた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され」、最終的に形成されているかを確認する科目であり、「学びの軌跡の集大成」として位置づけられる(中央教育審議会、2006)。授業内容例としては、役割演技、事例研究、模擬授業等が挙げられているが、具体的な方法や内容等は各大学に委ねられている。その具体については、それぞれの大学が模索しながら創り上げているが、実施した場合の成果と課題は明らかにできていないとの指摘もある(日本教育大学協会研究年報第 32 集、2014)。

そこで、Faculty Development (以下、FD とする。) 検討委員会では、「実践力を高める演習の進め方－教職実践演習で展開する－」をテーマに、教員として求められる 4 つの事項を授業内容で統合・形成する一方法として、養護教諭養成における教職実践演習の具体的な内容を、必要に応じて取捨選択して取り組めるよう、演習計画とその評価方法として提案したいと考え、2018 年度より活動を始めることとした。日本養護教諭養成大学協議会として教職実践演習の充実を図ることは、全国の養護教諭養成教育における教育方法のあり方に視座を与え、今後の発展に寄与できると考える。

2) 今年度の活動報告

①活動方針

「教職実践演習」のねらいで示された(平成 18 年中央教育審議会答申)学生が身に付けた資質能力が、初任期教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて確認し、不得意分野の克服と得意分野の伸長などの自己課題に取り組むための授業計画や実施、評価方法について検討することとした。

②2018 年度活動報告

今年度は「教職実践演習(養護教諭)」の実施における現状とニーズを把握するために調査を実施した。調査項目は、「総コマ数と 1 コマあたりの授業時間」、「担当教員数とその授業担当形態」、「平成 30 年度の 1 クラスの対象学生数」、「身につけた養護教諭として必要な実践的指導力の確認のための取り組み」、「実践的指導力を身につけさせるための方法と内容」、「今後取り組みたい展開方法と内容」、「効果的にすすめていくために創りたいこと」、「取り組む上で困っていることや課題」等とした。

実施方法：サーベイモンキーによる Web 調査

調査期間：2019 年 2 月 8 日～3 月 6 日

回答数：50 校(回答率 38.1%)

結果概要:「身につけた養護教諭として必要な実践的指導力の確認のための取り組み」では、取り組む演習により学生の自己評価にあわせて相互評価、他者評価を実施している会員校もあった。現在実施している「実践的指導力を身につけさせるための方法と内容」の回答数は 230 項目であった(複数回答)。主たる展開方法として、グループワーク、PBL、ケースメソッド、シミュレーション、ロールプレイ、模擬授業、計画立案および発表などであり、内容は「保健室経営」、「健康課題への支援」、「特別な支援が必要な子どもへの対応」、

「健康教育・保健指導」、「救急処置活動」、「危機管理」であった。「今後取り組みたい展開方法と内容」の回答数は35項目であった（複数回答）。取り組みたい展開方法は、シミュレーション、卓上訓練、ケースメソッド、ロールプレイ、ワークショップなどであり、内容は「危機管理体制」、「災害時の連携」、「個別支援の連携」、「医療機関・地域連携」等であった。「効果的にすすめていくために創りたいこと」の内容は、実践するためのシナリオ、マニュアル、授業計画や評価基準様式などの演習を円滑に進め内容を充実させるための教材であったが、テキストとして欲しいという意見や、現職養護教諭と協働して行う演習や国際的視点をもたせる内容を創りたいという意見もあった。「困っていることや課題」は27校から回答があり、担当教員数・演習時間、開講時期に関するものや、担当教員間の意見の相違に関する内容等であった。

本調査結果より、今後の活動計画として、それぞれの養成大学における到達目標等に活用可能な「学生が身に付けた資質能力の最終確認」のための多面的な評価方法の検討と「取り組みたい内容」としてニーズの高い「連携」に関する演習立案の養成教育セミナーの実施計画をすすめる。

3) FD 検討委員会

(1) 第1回（メール委員会）

2018年5月14日～5月20日

- ・活動テーマと3年間のスケジュールの検討を実施した。

(2) 第2回（メール委員会）

2018年7月31日～8月5日

- ・教職実践演習の実施内容に関する文献検討と会員校ニーズ調査の検討を実施した。

(3) 第3回

日時：2018年12月27日（木）

場所：静岡大学教育学部 〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836

- ・現段階における活動の振り返りと今後の活動計画の検討と調査原案を検討した。

(4) 第4回（メール委員会）

2019年2月1日～2月10日

- ・「教職実践演習」ニーズアンケート最終の検討と確認を実施した。

(5) 第5回

日時：2019年3月30日（土）10：30～16：30

場所：岡山大学教育学部東棟 1116 演習室 〒700-8530 岡山市北区津島中 3-1-1

教職実践演習のアンケート結果の検討を実施し、次年度の活動として演習の相互評価・教員による他者評価の方法について検討をすすめることを決定した。

委員長より2018年度のFD検討委員会の会計報告を行い承認された。

FD 検討委員会委員 8名：五十音順敬称略

委員長：松枝睦美（岡山大学）、副委員長：鎌塚優子（静岡大学）、
籠谷恵（東海大学）、加納亜紀（就実大学）、佐藤伸子（熊本大学）、
丹佳子（山口県立大学）、津島愛子（岡山大学）、山内愛（岡山大学）

IV 養護教諭関係団体連絡会活動報告

2018年には会議を2回開催し、文部科学省の関係者との会談を1回行いました。なお、日本看護系大学協議会養護教諭養成教育検討委員会は2017年度で委員会が終了したことの報告があり、2017年度をもって退会となることを承認しました。

具体的な活動状況は下記のとおりです。

1) 2018年9月24日(月・祝)午後1時から国際医療福祉大学で第1回代表者会議を開催しました。2018年度～2019年度の役割分担を決定いたしました。

会長：日本養護教諭教育学会 理事長 後藤ひとみ

副会長：日本養護教諭養成大学協議会 会長 荒木田美香子

会計：日本教育大学協会全国養護部門 竹鼻ゆかり

監事：全国養護教諭連絡協議会 会長 村井伸子

日本健康相談活動学会 理事長 三木とみ子

2) 2018年11月1日(木)に文部科学省において、日本養護教諭関係団体連絡会と文部科学省の養護教諭養成関係者との意見交換を行いました。文部科学省の出席者は総合教育政策局教育人材政策課：柳澤課長、長谷教員免許企画室長、初等中等教育局健康教育・食育課：三谷課長、大塚課長補佐、松崎調査官らの参加がありました。本会からは荒木田と遠藤副会長が出席いたしました。参加者の紹介の後、日本養護教諭関係団体連絡会の活動目的、両課とのこれまでの経過を確認した後、今後に向けての意見交換を行いました。日本養護教諭関係団体連絡会は「養護に関する専門科目」の改正を目指して活動していることを重ねて伝えました。文部科学省からは「現在のカリキュラムでも必要なことはある程度できると思う。ニーズがあるなら制度が整わなくてもまず自主的に進めるべきではないか。大綱化という考え方の中で逆に大学をしばって大丈夫なのか」という意見が出されました。今後に向けては、教免法等の改正手続きに関わる相談は教育人材政策課と行い、その専門内容については健康教育・食育課と行うことを確認しました。

V 規約

V-1 日本養護教諭養成大学協議会会則

(名称)

第1条 本会は、日本養護教諭養成大学協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、養護教諭養成に関わる大学、短期大学（部）および大学院以下、「養護教諭養成大学」と称す。）相互の提携と協力によって学術と教育の発展に寄与し、養護教諭養成の進展に関わる高等教育機関の使命達成に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 養護教諭養成における教育課程（カリキュラム）の研究に関する事業
- 二 養護教諭養成の制度及び法制度の検討と研究に関する事業
- 三 養護教諭養成にかかわる教員の資質向上を図る事業
- 四 養護教諭養成に関する全国的規模の情報交換，連絡協議を図る事業
- 五 養護教諭養成教育に関する社会的活動・提言に関する事業
- 六 その他，本協議会の目的を達成するための事業

(会の構成)

第4条 会員大学は、養護教諭養成に関わる「養護教諭養成大学」とする。

- 2 会員は、会員大学の養護教諭養成に関わる専任教員とする。
- 3 会員大学は、会員のうち2名以内を評議員として届ける。
- 4 会員大学は、毎年度5月末日までに、必要事項を所定の様式により会長に届け出る。
- 5 役員会は、入会を申し出た大学について審査の上承認する。
- 6 退会を希望する大学は、会長に届ける。

(会費)

第5条 会費は毎年度7月末日までに納入しなければならない。

- 2 会費は、会員大学1校につき年額2万円とする。
- 3 7月末日までに未納の場合は、総会の議決権を失う。
- 4 2年間会費を滞納した大学は、会員大学としての資格を失う。

(役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

一	会長	1名
二	副会長	2名
三	理事	7名
四	監事	2名

第7条 会長は、本協議会を代表し会務を処理する。

- 2 会長は、会議を招集しその議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会務を担当する。また、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 4 理事は、本協議会の事業を分担し、円滑な運営を図る。
- 5 監事は、本協議会の会計を監査する。

(役員を選出)

- 第8条 役員は、評議員から選出し、定期総会において承認する。
2 役員は任期は3年とし、再任を妨げない。
3 役員を選出方法は別に定める。

(総会及び役員会)

- 第9条 総会は、毎年1回定期に開催する。
2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
3 総会は、会員大学の過半数の出席および委任状により成立する。
4 総会における議決権は、各会員大学1票とする。評議員の1名が議決権及び選挙権を有し、これらを行使する。
5 評議員の委嘱を受けた会員は、議決権を代行できる
6 総会における議決は、出席した会員大学の過半数の同意による。
- 第10条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。
2 役員会は、会長、副会長、理事、事務局で構成し、会長が必要と認めたときは監事が加わる。

(委員会)

- 第11条 目的を達成するために下記の委員会を置く。
一 教育課程（カリキュラム）検討委員会
二 養成制度（法制度）検討委員会
三 ファカルティ・ディベロップメント（FD）検討委員会
四 その他

(運営費)

- 第12条 本協議会の運営費には、会員大学の会費、その他の収入をもって充てる。
2 会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

(事務局)

- 第13条 本協議会の事務局は、会長が定めるところに置く。
2 会務の処理にあたっては、会長が所属する大学または、理事の中から担当者を置くことができる。

(会則の改正)

- 第14条 この会則の改正は総会において、出席大学の3分の2以上の同意を必要とする。

- 附則 この会則は、2005年11月26日から施行する。
附則 2007年9月17日に一部改正した。2008年4月1日から施行する。
附則 2009年9月4日に一部改正した。第4条、第5条、第9条の一部改正については、2010年4月1日から施行する。第6条、第8条の一部改正については2012年4月1日から施行する。
附則 2013年9月6日に一部改正し、同日より施行する。
附則 2016年9月2日に一部改正し、2017年4月1日から施行する。

V-2 日本養護教諭養成大学協議会役員会規程

(会の構成)

第1条 役員会は、評議員の中より選出された10名の理事により構成する。会長及び副会長は、理事の互選により決める。

2 監事は、会長が会員の中から2名を推薦し、総会の議を経て委嘱する。

(役割)

第2条 役員会は、本協議会の事業、研究・研修、会務の重要事項を審議し、総会に議事を提案する。また、総会の議決に従い、会務を執行する。

(会の招集)

第3条 役員会の招集は、会長が行なう。必要に応じてメール会議等に代えることができる。

(担当理事の責務)

第4条 理事は、本協議会の事業を推進し、役員会、総会に報告する。

2 各委員会には、担当理事を置く。

(役員解任及び補充)

第5条 役員が次の各号の一に該当するときは、役員会の承認により解任することができる。

一 会員資格を失ったとき

二 心身の故障または個人の事情等により職務の執行が困難と認められるとき

三 その他、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

2 解任された理事の補充は補欠者名簿に基づいて行い、任期は前任者の残任期間とする。

3 解任された監事の補充は会長が会員の中から推薦し委嘱する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、総会において、出席会員大学の3分の2以上の同意を必要とする。

附則 この規程は、2006年9月8日から施行する。

附則 この規程は、2009年9月4日に一部改正し、2012年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2013年9月6日に一部改正し、同日より施行する。

V-3 日本養護教諭養成大学協議会理事選出に関する規程

(選挙管理委員会)

- 第1条 役員会は、会員の中から3名の選挙管理委員を委嘱する。
- 2 選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下、「委員会」と称す。）を組織する。
 - 3 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。

(選挙権)

- 第2条 理事の選挙権は、選挙実施年度の前年度の会費を納入した会員大学に認める。

(選挙権及び被選挙権を有する評議員の届け出)

- 第3条 各会員大学は、毎年度5月末日までに、選挙権及び被選挙権を有する評議員1名を選出し、会長に届け出る。

(理事の選出)

- 第4条 委員長は、事務局に会員大学を代表する評議委員1名を明記した名簿を要請する。
- 2 委員会は、前項の名簿に基づき「被選挙者名簿」を作成し会員大学に配布する。
- 第5条 選挙期日は、役員会で決定し、会長が評議員に告示しなければならない。
- 第6条 選挙は無記名投票により行い、告示した日までの消印で委員会に到着したものについて、委員会が開票を行う。
- 第7条 投票は会員大学の選挙権をもつ評議員1名が、役員候補者10名を連記する。
- 第8条 次の投票は無効とする。
1. 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの。
 2. 外封筒に記名のないもの。
 3. 被選挙者名簿に登録されていないものを記入したもの。
 4. その他、理事選出に関する規程に反するもの。
- 第9条 委員会は有効投票を多数得たものから10名を当選とする。
- 2 同数の有効投票を得たものについては、委員長が抽選により当選を決定する。
 - 3 委員会は役員解任があるときの補欠者名簿（得票順に若干名）を作成し、新役員会に申し送る。
- 第10条 当選が決定したときは、委員会は当選者に当選を通知し、その承諾を得る。
- 2 当選者が辞退したときは、次点のものから順に繰り上げて当選とし承諾を得る。
- 第11条 役員の名簿を委員会が作成し、総会の承認を得る。

附則 この規程は、2006年9月8日から施行する。

附則 この規程は、2008年9月5日に一部改正し、同日から施行する。

附則 この規程は、2009年9月4日に一部改正し、同日から施行する。

附則 この規程は、2010年9月3日に一部改正し、同日から施行する。

附則 この規程は、2013年9月6日に一部改正し、同日より施行する。

VI 2018年度 日本養護教諭養成大学協会 加盟大学・評議員名簿 2019年3月末日現在

加盟大学数 133大学 (大学125・短大8)

都道府県	大学 No.	大学名	学部・学科・コース等	代表評議員名	評議員名
北海道	1	北海道教育大学	養護教育専攻	岡田 忠雄	山崎 隆恵
	2	北翔大学	教育文化学部教育学科	今野 洋子	佐藤 朱美
青森県	3	弘前大学	教育学部養護教諭養成課程	葛西 敦子	新谷 ますみ
	4	八戸学院大学	健康医療学部人間健康学科	浜中 のり子	
秋田県	137	日本赤十字秋田看護大学	看護学部看護学科	小笹 典子	手塚 裕
岩手県	5	岩手県立大学	看護学部	大久保 牧子	菅原 幸恵
山形県	6	山形大学	養護教諭特別別科・学術研究院	新井 猛浩	畔柳 まゆみ
	7	宮城大学	看護学群 教職課程	鹿野 裕美	山岸 利次
宮城県	8	仙台大学	健康福祉学科	江口 千恵	
	9	東北福祉大学	福祉心理学科	内藤 裕子	飯嶋 亮子
	10	宮城学院女子大学	教育学部教育学科健康教育専攻	戸野塚 厚子	石井 幹子
茨城県	11	茨城大学	教育学部・教育保健教室	斉藤 ふくみ	廣原 紀恵
	13	茨城キリスト教大学	看護学科	松永 恵	松澤 明美
	134	常盤大学	看護学部看護学科	村井 文江	猿田 和美
群馬県	14	高崎健康福祉大学	看護学科・健康教育	青柳 千春	水出 房子
	15	東京福祉大学・大学院	教育学部教育学科	面川 幸子	八重樫 節子
	16	群馬医療福祉大学	看護学部看護学科	丸井 淑美	山下 博子
栃木県	17	桐生大学	看護学科	黒岩 初美	黒岩 聖一
	124	足利大学	看護学科	豊島 幸子	森 慶輔
埼玉県	18	埼玉大学	教育学部学校保健学講座	中下 富子	関 由起子
	19	埼玉県立大学	看護学科	櫻田 淳	上原 美子
	20	十文字学園女子大学	人間生活学部人間発達心理学科	齋藤 千景	鈴木 雅子
	21	女子栄養大学	保健栄養学科・養護専攻	遠藤 伸子	大沼 久美子
	22	東洋大学	ライフデザイン学部健康スポーツ学科	内山 有子	
千葉県	23	千葉大学	教育学部 養護教育講座	高橋 浩之	工藤 宣子
	24	聖徳大学	社会福祉学科・養護教諭コース	小林 芳枝	松原 みき子
	25	城西国際大学	看護学科	岩田 浩子	太田 幸雄
	26	千葉科学大学	看護学科	池邊 敏子	前田 和子
	27	了徳寺大学	教養部	佐久間 浩美	池谷 壽夫
	132	順天堂大学	健康科学部健康学科	采女 智津江	中西 唯公
	138	淑徳大学	総合福祉学部教育福祉学科	齊藤 理砂子	松崎 美保子
東京都	28	東京学芸大学	芸術・スポーツ科学系養護教育講座	竹鼻 ゆかり	荒川 雅子
	29	杏林大学	保健学部	亀崎 路子	荻津 真理子
	30	国王館大学	文学部教育学科	鈴木 裕子	内藤 祐子
	31	聖路加国際大学	看護学研究科・公衆衛生看護学	三森 寧子	
	32	上智大学	総合人間科学部看護学科	西山悦子	船木由香
	33	日本体育大学	健康学科	鹿野 晶子	野井 真吾
	34	東京医療保健大学	看護学科	砂村 京子	妻鹿 智晃
	35	東京家政大学	人文学部心理カウンセリング学科	平川 俊功	中村 直美
	36	首都大学東京	看護学科	斉藤 恵美子	島田 恵
	130	東京女子医科大学	看護学部	日沼 千尋	松永 幸子
神奈川県	37	神奈川県立保健福祉大学	看護学科(養護教諭一種課程)	高橋 佐和子	北岡 英子
	38	鎌倉女子大学	家政学部家政保健学科	西牧 眞里	成川 美和
	39	北里大学	看護学部・看護学科	市毛 正仁	落合 賀津子
	40	国際医療福祉大学	小田原保健医療学部看護学科	荒木田 美香子	竹中 香名子
	41	横浜創英大学	看護学科	阿部 眞理子	桑田 恵子
125	東海大学	看護学科	籠谷 恵	城生 弘美	
新潟県	42	新潟医療福祉大学	看護学部 看護学科 養護教諭教職課程	増田 明美	坪川 麻樹子
石川県	43	新潟青陵大学	看護学部看護学科	塚原 加寿子	中村 恵子
	44	金沢大学	人間社会研究域・学校教育系	河田 史宝	川幡 佳一
福井県	45	福井県立大学	看護学科	山崎 加代子	大川 洋子
	133	福井医療大学	看護学科	五十嵐 利恵	南 桂子
長野県	46	松本大学	スポーツ健康学科	中島 節子	山崎 保寿
静岡県	47	聖隷クリストファー大学	看護学部・養護教諭課程	成松 美枝	津田 聡子
	126	静岡大学	養護教育専攻	鎌塚 優子	鈴江 毅
岐阜県	48	岐阜県立看護大学	育成期看護学領域	長瀬 仁美	山本 真実
	49	岐阜大学	看護学科養護教諭課程	黒木 伸子	三好 美浩
	128	岐阜聖徳学園大学	看護学科	大見 サキエ	森 礼子
三重県	117	鈴鹿大学	こども教育学科・養護教育学専攻	大野 泰子	小川 真由子
愛知県	50	愛知教育大学	養護教育講座	福田 博美	山田 浩平
	51	愛知学院大学	心身科学部・健康科学科	下村 淳子	城戸 裕子
	52	愛知みずほ大学	人間科学部 心身健康科学科 養護・保健コース	田中 清子	後藤 多知子
	53	中部大学	作業療法学科・生命健康科学研究科看護学専攻	小林 きよ子	横手 直美
	54	東海学園大学	教育学部・養護教諭専攻	梶岡 多恵子	石田 妙美
	55	名古屋学芸大学	子どもケア学科・養護教諭コース	大原 榮子	伊藤 琴恵
	56	椋山女学園大学	看護学科	北川 かほる	池俣 志帆
	57	人間環境大学	看護学部看護学科	森川 英子	松原 紀子

都道府県	大学 No.	大学名	学部・学科・コース等	代表評議員名	評議員名
京都府	58	京都橘大学	看護学部看護学科	堀 妙子	
	59	京都女子大学	家政学部生活福祉学科	鹿間 久美子	中村 亜紀
	60	京都光華女子大学	看護学科	荻津 智子	諏澤 宏恵
	61	同志社女子大学	看護学科	榎本 妙子	橋本 秀実
	127	花園大学	児童福祉学科	矢持 九州王	浅井 千恵子
大阪府	62	大阪教育大学	養護教育講座	平井 昌幸	
	64	公立大学法人 大阪府立大学	地域保健学域 看護学類 生活支援看護学領域 地域看護学	上野 昌江	
	65	関西福祉科学大学	健康福祉学部 健康科学科	大川 尚子	野口 法子
	66	藍野大学	看護学科	吉田 順子	吉田 卓司
	67	四天王寺大学	教育学部教育学科保健教育コース	楠本 久美子	松本 珠希
	68	梅花女子大学	看護保健学部 看護学科・教職課程	菊池 美奈子	
	69	帝塚山学院大学	人間科学部心理学科	小野寺 房子	鈴木 真紀子
	70	大和大学	保健医療学部看護学科	古角 好美	
	129	桃山学院教育大学	教育学部教育学科・ 健康スポーツ教育コース（養護教諭プログラム）	八木 利津子	永井 利三郎
	兵庫県	71	関西福祉大学	看護学研究科看護学専攻	津島 ひろ江
72		甲南女子大学	看護学科	林 照子	
73		園田学園女子大学	人間健康学部総合健康学科・養護コース	江崎 和子	角田 智恵美
74		姫路獨協大学	医療保健学部こども保健学科	森脇 裕美子	米澤 和代
75		兵庫大学	健康科学部 健康システム学科	加藤 和代	細川 愛美
76		神戸常盤大学	看護学科（養護教諭課程）	岩越 美恵	永島 聡
77		姫路大学	教育学部こども未来学科	藤田 美知枝	柳園 順子
78		神戸女子大学	看護学部看護学科	丸山 有希	
奈良県	79	奈良教育大学	保健体育専修	笠次 良爾	高木 祐介
	80	畿央大学	教育学部・現代教育学科	高田 恵美子	古川 恵美
滋賀県	82	滋賀県立大学	人間看護学部 人間看護学科	伊丹 君和	糸島 陽子
島根県	83	びわこ学院大学	教育福祉学部 子ども学科学科 子ども教育コース	平松 恵子	岩崎 信子
	84	島根大学	看護学科・学校保健	土江 梨奈	原 祥子
岡山県	85	岡山大学	教育学部養護教諭養成課程	松枝 睦美	三村 由香里
	86	川崎医療福祉大学	健康体育学科	宮川 健	米嶋 美智子
	87	吉備国際大学	保健医療福祉学部看護学科	増本 由紀子	清水 菜月
	88	山陽学園大学	看護学科	田村 裕子	福岡 悦子
	89	就実大学	教育心理学科	森 宏樹	鈴木 薫
広島県	90	広島大学	医学部保健学科看護学専攻	川崎 裕美	野宗 万喜
	91	広島文化学園大学	看護学部看護学科	上田 ゆかり	岡本 陽子
	92	福山平成大学	福祉健康学部 健康スポーツ科学科	中村 順子	岡 和子
	131	安田女子大学	教育学部児童教育学科	新沼 正子	宮崎 久美子
山口県	93	山口県立大学	看護栄養学部看護学科	丹 佳子	
	94	宇部フロンティア大学	人間健康学部看護学科	友定 保博	新開 奏恵
香川県	135	香川大学	医学部看護学科	大森 美津子	谷本 公重
徳島県	95	徳島大学	医学部保健学科看護学専攻	奥田 紀久子	田中 祐子
	96	四国大学	生活科学部生活科学科心理・養護コース	西岡 かおり	小川 佳代
	97	徳島文理大学	人間生活学部心理学科	貴志 知恵子	竹内 理恵
愛媛県	98	愛媛大学	医学部看護学科	薬師神 裕子	乗松 貞子
高知県	99	高知大学	看護学科	齋藤 美和	
	100	高知県立大学	看護学部看護学科	池添 志乃	
	101	福岡大学	医学部看護学科・発達看護	小柳 康子	
福岡県	102	福岡県立大学	看護学部 看護学科	松浦 賢長	梶原 由紀子
	103	西南学院大学	保健福祉学部看護学科	一期崎 直美	西丸 月美
	104	長崎県立大学	看護学科	中尾 八重子	大塚 一徳
長崎県	105	活水女子大学	子ども学科	大野 志保	田淵 久美子
熊本県	106	熊本大学	教育学研究科養護教諭専修・養護教諭養成課程	後藤 知己	久保 昌子
	107	九州看護福祉大学	口腔保健学科	古賀 由紀子	吉岡 久美
大分県	108	大分県立看護科学大学	看護学部看護学科	吉村 匠平	伊東 朋子
鹿児島県	109	鹿児島純心女子大学	看護学科	小楠 範子	
沖縄県	123	志學館大学	人間関係学部 心理臨床学科	満田 タツ江	胸元 孝夫
	110	琉球大学	保健学科 臨床心理・学校保健学分野	和氣 則江	高倉 実
	111	公立大学法人名桜大学	スポーツ健康学科	神田 奈津子	前川 美紀子
東京都	112	沖永学園帝京短期大学	生活科学科生活科学専攻養護教諭コース	中村 千景	宍戸 洲美
長野県	113	飯田女子短期大学	家政学科家政専攻	波多 幸江	安富 和子
愛知県	116	愛知みずほ短期大学	生活学科生活文化専攻	渡辺 美恵	矢野 由紀子
大阪府	118	関西女子短期大学	養護保健学科	久保 加代子	東尾 真紀子
兵庫県	119	湊川短期大学	人間生活学科人間健康専攻	北村 米子	
高知県	120	高知学園短期大学	看護学科	山本 和代	中野 靖子
福岡県	121	九州女子短期大学	子ども健康学科／専攻科	橋口 文香	毛利 史枝
佐賀県	122	佐賀女子短期大学	地域みらい学科	高木 京子	白濱 洋子

Ⅶ 日本養護教諭養成大学協議会 役員一覧表 (2018年度)

会 長	荒木田 美香子	(国際医療福祉大学)
副会長	高橋 浩之	(千葉大学)
副会長	遠藤 伸子	(女子栄養大学)
理 事	池添 志乃	(高知県立大学)
理 事	大川 尚子	(関西福祉科学大学)
理 事	鎌塚 優子	(静岡大学)
理 事	下村 淳子	(愛知学院大学)
理 事	竹鼻 ゆかり	(東京学芸大学)
理 事	津島 ひろ江	(関西福祉大学)
理 事	松枝 睦美	(岡山大学)
監事	砂村 京子	(東京医療保健大学)
監事	西牧 眞里	(鎌倉女子大学)

日本養護教諭養成大学協議会事業活動報告書（2018年度）

発行日 2019年9月10日
発行 日本養護教諭養成大学協議会（2018年度会長荒木田美香子）
事務局 〒250-8588 神奈川県小田原市城山1-2-25
国際医療福祉大学小田原保健医療学部看護学科 荒木田研究室
TEL・FAX：0465-21-6501（事務局専用）
E-mail：yogojim@j-yogo.jp
印刷所 株式会社リョーワ印刷
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚 3-55-8
TEL：03-3378-4180 FAX：03-3377-6081
